

平成27年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成27年 6月29日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
会計管理者	池田	賢一	建設課長	山崎	龍一
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	長田	栄	都万支所長	春木	茂正
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 29人

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくをお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

おはようございます。

まず、町長が平成27年の第1回定例会で説明された、施政方針の保健事業についてお伺いいたします。

施政方針では、「保健事業につきましては保健師を中心とした関係スタッフが一体となりまして、地域に密着した保健指導に取組み、町民の皆様方の保健の保持増進を図ってまいりたいと考えております。」と3行の説明でございました。

そこで、町長にお伺いいたします。行政の保健師は、憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」のもとに地方自治体の保健福祉事業を担う専門職として社会的に認知され、公的立場から責任をもって保健サービスを提供する役割があります。

特に、町の保健師は、地域の健康障害を生み出している条件やその健康課題を解決するために、対象者あるいは一般住民、組織や集団にも働きかけ、各々の課題に対応するだけでなく、行政としての取組みを施策化・事業化へと推進する意識的な活動をするを担っております。

保健師の専門能力は、直接住民の健康支援に関わる中で育成され、多様な住民ニーズに関わる経験を蓄積する中で力量を高め、そこに保健師活動のやりがいや醍醐味があり、住民の一番身近な健康への支援者として、社会生活を豊かにすることを常に追求するために、専門職として、常に自己研鑽し、自己の能力の維持・開発・向上に努め、自信をもって住民の皆さんの期待に応えることができる質の高い保健活動が可能となり、そのことが保健師であることへの自負と責任につながります。

平成12年3月31日、厚生事務次官通達の「健康日本21」の基本方針であり、本町も「健康おきのしま21」を策定し取組んでおりますが、それは、一次予防の重視。人口の高齢化の進展に伴い、疾病の治療や介護に係る社会的負担が過大となることが予想されているので、従来の疾病対策の中心であった健診による早期発見又は治療にとどまることなく、健康を増進し、疾病の発病を予防する「一次予防」に一層の重点を置いた対策を推進してほしい、との通知であります。計画の目的を達成するためにも保健師がもっと地域を知り、住民を知り、連携を保つことが求められていますが、町長の所信を伺います。

もう一点、先般、高齢者夫婦を五箇地区へ送る機会があり、その車中で老夫婦の妻が、「私たちには子どもがおりません。お爺さんは88歳、私は83歳、内臓はあまり病まないが、この歳になると手足や腰が不自由になり、思うような行動ができません。元気なときには、結構、村の奉仕活動にも参加しました。役場の人も声をかけてくれたり、家にも年に2、3回は来てくれましたが、最近は全く来てくれません。電話をすれば、窓口に来てくださいと言われてます。体が不自由では行くこともできません。すぐバスで病院へ行きます。私の仕事は、お爺

さんを墓場まで見送ること、それまで頑張る。」お爺さんは、その話を黙って聞いておりました。その姿を見ると、身につまされる思いでありました。

保健師は常に、「誰のために、何のために、その仕事や業務をするのか」を問いかけることが必要であり、住民が置き去りにされるようでは、本末転倒であります。

保健教育の原点である、“誕生から墓場まで”の精神が、町が取り組む保健事業から全く感じられない。

保健活動を展開するためには、まず、地域に入ること、そのためには、情熱と使命感と行動力が求められます。かつての保健師の活躍を振り返れば、まさに“保健師魂”という言葉がぴったりでありました。

そこには地域全体を見る視点、家族を丸ごと見る視点、一人の住民を全人的に見る視点があり、一人の住民をも支援から漏らすまいとする情熱と使命感と行動力こそが、町長が求める保健師中心の健康な“まちづくり”を推進する保健師と思います。町長の所見をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

今日は一般質問、10名の議員各位からいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

平田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、一点目の「保健師の地区把握の進め方について」でございますが、本町では、平均寿命と健康寿命を延していくために、「健康おきのしま21計画」を平成17年度に策定をし、具体的な数値目標を掲げまして、関係機関との連携を深めながら各種の健康づくり事業や各ライフステージにおける個人への健康づくりの支援をしてきております。

健康づくりのための支援の手法には、家庭訪問、健康教育などさまざまな手法があるかと思っております。個々並びに地域のニーズに応じた適切な手法を選択し、日々地区把握に努めながら健康課題の解決に向けての事業展開を今、図っているところでございます。

平成12年の介護保険制度の開始によりまして、多くの高齢者への訪問は、健康係から在宅介護支援センターの保健師にシフトされております。居宅介護支援事業所のケアマネージャーが新たに利用者や家族の方々を支えるためにサービス計画書の作成やサービス提供につなげているところでもございます。子育て支援のための個別対応は、児童福祉係の保健師にシフトされているところでございます。

そのような中で、合併時には全町で実施されていなかった、新生児の訪問でありますとか、がん検診の精密検査の受診勧奨等、必要とされる訪問を町民の皆様方の顔を見て、不安を取り除く声掛けをしながら丁寧に実施をしてきたところでございます。

近年は、予防接種の拡大でありますとか、各種健診の増大で集団を対象とした業務も増えてきておりますが、がん検診台帳システムを活用してがん検診をまだ受けてない方の対策として訪問でありますとか、あるいは電話による受診勧奨、疾病予防を推進する考えでございます。

今後も、町民の皆様方の健康づくりを推進をしてまいりますため、保健師等が訪問により情報把握や健康情報の提供に努め、関係事業所、あるいは民生児童委員、そして関係各課などと連携を深めながら地区把握に努めてまいりたいと思います。

二点目の、「保健師としての心構えについて」でございますが、保健師に限らず役場全職員が「誰のために、何のために、その仕事が求められているのか。」を常に考えながら業務を遂行する必要があるとこのように考えており、全職員がその心構えで日々の業務を行っているところでございまして、保健師もまさにその一環でございます。町民の皆様方が健康で安心して生活がおくれますように、健康づくり事業を推進して今後もまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解を賜りますようによろしくお願いをいたしまして、答弁に代えさせていただきます。

〇6番（平田文夫）

ちょっと私の質問から、答弁がズレているわけですよ。私は、保健師がどうあるべきかということを問うている。町長の所信表明でも、「保健師を中心とした健康づくりに邁進する」今の答弁では、全部、シフト、シフト、シフト。保健課であれ、福祉課であれ、町民課であれ連携しながら取組むことが、今まさに求められている。

医療費が高騰して、国民健康保険とかそういうところを圧迫している、国が「健康日本21」を策定したのもそういうことに警鐘を促しているわけですよ。今一番心配されるのは、悪性新生物、これは“がん”であります。そして心疾患虚血症とか、これは心筋症とか狭心症とか、要するに医療費がかさむ、そういうふうなことに対して、どう「保健」に取り組むのか、そういうことがまさに保健師に課せられた使命であるわけです。

ましてや、平成24年の7月10日、当時は民主党、厚生大臣小宮山洋子氏が第2次を発信したわけですよ。その時には「高齢者の健康づくり」、これが健康で、その寿命を長く延伸させるということなわけです。それを隠岐の島町がしっかりと取組むということ、それがまさ

に求められているわけです。そのことに対して、再度、ご答弁願います。

○番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。私の方の答弁が、少しズレていると。保健師の日々の活動がいったいどうあるべきかと聞いているんだと、単に所管課にシフトして、その所管課の保健師がそれぞれしているから良いというものではないはずだと。保健課であり、福祉課であり、そして町民課、それぞれがもっともっと連携をして、地域の皆さんの「安心・安全な生活」を確保してあげるのがその仕事ではないのかというご指摘かと思いますが、まさに私もそのとおりであると思っております。

保健師活動というのは紆余曲折あるかと思えます。私の耳にも、昔は各家庭に入り込んで、そして「爺さん、婆さん。」と言って声をかけ、そしていろいろな健診業務も、もっともっと健診数が高かった。しかし最近の役場の状態を見てみると、それがほとんどなされずに健診の受診率も下がってきている。こういったことももう少し、昔やったような形で地域に入り込んで、そしてもっともっと健診率を上げていく、そして予防医学にもっともっと、こういう離島は力を入れるべきだというご指摘もいただいております、そのことも話はしておりますが、最近は守秘義務とかいろいろなことがあって、目的なしに行くということが、またいろいろと批判されたりする部分もあります。そういうこともありまして、各部門別にシフトされて今のようになっているのではないかと思っておりますが、おっしゃっていることはよくわかります。もう少し各関係課が連携をいたしまして、そして予防医学といいますか、第一次予防に力を入れるように、今後も取組んでいかせたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○6番（平田文夫）

町長、まず町長が毎年第1回定例会で所信表明をするわけですよ。町長も確認しているかどうか知りませんが、平成22年から平成26年まで保健事業は一緒の言葉で表明しているわけです。国がこれだけ警鐘を促しているにもかかわらず、22年から26年まで一緒の言葉。その言葉は「医師・保健師・栄養士が一体となり、地域に密着した保健指導に取組み、町民皆様方の保健の保持・増進を図りたいと考えているところでございます。」と、この文言が5年間続いている。

これだけ、警鐘をなされている中で隠岐の島町は保健事業をないがしろにしている。しっかりと、もう少し保健課に指示して真剣に住民のために、国保税を徴収している以上は、しっかりとやってもらわないと困る。

そしてもう一点、島根県が25年に調査結果を発表している。その中で、隠岐だけを見ますと、まず海士町、保健事業の重点的取組み、これだけの行数がある、隠岐の島町は3行。あまりにも馬鹿にしたやり方じゃないですか。

これが隠岐の島町の保健事業の姿ですよ。そこらへんの考え方を、町長どのように考えているのか。分からなかったらこれ見せますよ。住民の健康というものを、しっかりと知ることによって医療費も軽減される、第一次予防、第二次予防、第三次予防しっかりと努めることが住民のしあわせにつながる、そういうことを町長に聞きたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

合併をいたす前には旧西郷が、確か25パーセントか28パーセントぐらいの高齢化率、もう36パーセント超えております。私は絶えず現場主義、今は少子化とか高齢化ではなく、少子社会、高齢社会になってしまった。こういう中で、現総理が第1次安倍内閣のときに登壇をされたときに、「戦後レジームからの脱却」という言葉を使われた。これは終戦後にできた、当時の終戦直後の世の中と今の現代社会とはあまりにも時代が変わってきた。そういう中で、いろいろな制度が疲弊をしてくているのではないか、実態に即してない。そこで、もう少し現在の実態に即したような方向に変えるべきだというのが、総理の主張でございました。

私どもの隠岐の島町もそういう目で見てみますと、いろいろと改正しなくてはならないことがたくさんあるかと思えます。特に少子高齢化が進んで、高齢社会になっております。そういう社会の中で、これは保健活動だけではなくて、全体にもう一度見直していく、そういう目が役場には必要だと、私は絶えず各課にも課長会でも話をしております。

確かに、先ほど言いましたように所管課の方としては、プライバシーは守らなくてはならない、個人情報保護もいろいろ問題になってきている、そういった個人への対応が環境の変化の流れの中で、訪問は明確な目的や情報源を持って実施しなければならない。こういったことにも配慮をしなければならない。

また、地区の把握の方法は訪問指導、健康指導、各種の検診、保育所訪問等いろいろな訪問の形態があります。要介護の高齢者でありますとか、あるいは障がい者の方々の訪問は新たな制度による各事業所からの訪問、生活支援もございます。要介護状態にならないために、サロンなど介護予防事業もまた実施をしていかなければならない。

そういったいろいろなことで、精一杯職員は頑張っておりますが、ただ連携が今一つ悪いとすれば、もう一度反省をして、そして絶えず地域に目配りがなされているというような全体としての保健活動につなげていくべきではないかと、このように考えております。

ただ今の平田議員からのご提言は、私だけでなく関係課長も聞いておりますから、そのあたりも、今少し、議員さんのおっしゃっていることをよく理解をさせてもらいながら、明日の保健活動につなげさせていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高宮陽一）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、8番：小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

おはようございます。

通告にしたがいまして、私は「沿岸漁業再生策について」、一点目が地元水産物の活用と流通改革の町の考え方、二点目に一本釣り漁業の後継者対策と廃船対策についての質問をいたします。

ある漁師さんの話では、かつての西郷漁協を振り返りますと、昭和50年代は2、3年に1回漁民運動会が行われまして、当時“目指せ70億”のスローガンを掲げていたそうです。その頃の西郷漁協は60億円を超える漁獲高であり、島後4町村をあわせれば70億円を超えたこともあったわけでありまして。しかし、30年以上経過した昨今では40億円から50億円、島後一円での漁獲高であります。若い担い手、後継者にとって魅力ややりがいのある漁業、若者が生活できる島への取組みは、果たして今のままでいいのか不安がっておりました。

平成26年4月から12月の漁獲高はJFしまね西郷支所の資料では、43億4,000万円が総水揚げで、巻き網漁が33億円で全体の76パーセント、昨年ちょっと漁があったということで対前年が102パーセントです。その次がカニ、バイ等で5億6,000万円、これが112パーセントです。定置網が1億7,000万円、一本釣り・イカ釣りは高齢化と不漁で1億5,000万円ぐらいで対前年度は50から70パーセントとなっております。ご承知のように隠岐の島町の漁業就業者数は610人でございまして、全就業者数の8.5パーセントを占めております。県全体の1.1パーセントと比べても極めて高く、漁業への依存度が大きい地域でございまして。

しかし近年は高齢化の進行が著しく、特に一本釣り等の自営業では60歳以上の占める割合が約76パーセントに達しております。人口減少が続く離島の町にとっては定住人口の確保の面からも水産業の振興は極めて重要な課題となっております。

特に、一本釣り漁等は一旦西郷支所に集荷してから鮮魚運搬船あるいはフェリー等で出荷しなければならず、輸送コストの負担や長時間輸送による鮮度低下などいわゆる島特有の流

通ハンデを背負っております。更に加え近年の魚価の低迷や燃料高騰等による操業コストの増加は、島の漁業経営をより一層困難な状況に追い込んでおります。

50年一本釣りをしている友人が言うには、今の時期は沖メバルの釣れる時期でございまして10年前には1キロが3,000円したこともあったが、近頃ではキロ1,500円程度で半値でございまして、油代も高くなって、漁ですので毎日出ていけばまた当たる時があると思いつつも計算が先走っておのずと出漁日が少なくなる。歳もとったし、一本釣りは前から先がみえなかったがいよいよ暗くなってきた。船の処分も小金ではできないと聞いて、どうすりゃいいやらと嘆いていましたが、島根県地域水産業再生委員会、代表者が岸組合長でございまして、漁業収入向上のための取組みと漁業コスト削減の取組みについて5か年計画で年次別にその方向を示しております。

計画の中を見ますと、「町が中心となり漁協と町内の飲食店や宿泊業者との連携を図り、水産物の観光食材への利用促進と消費拡大による魚価向上を図る。漁協は町内の飲食店や宿泊業者に地元水産物の活用を呼びかけ時期により提供できる魚種や漁獲情報を提供していく。」とあります。

観光の三原則は、「観る・食う・買う」と、国土大臣がこの頃答弁しておりましたが、長年の課題でございまして隠岐の魚を、お客さんや島民に安価で提供できる具体策が今までできておりません。今回、隠岐の島創生の5か年計画が議論されておりますが、釣り魚・磯刺し網漁の魚だけでも売り捌きができるように取組んでほしく思いますが、このことについては、12月議会で同僚議員の一般質問でございましたが、改めて地元水産物の活用と流通改革について町としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

今ひとつ、私は今の状況からすれば5年、あるいは10年先には一本釣り漁で生計を立てる漁師さんは多分指で数えるほどしか残らないのではと心配をされます。後継者対策はどうなのかと、漁師が高齢化して跡継ぎがない場合に使用されていた漁船が港に係留されそのまま朽ち果てる、売りたいくても買い手がないと。いわゆるFRP漁船、これは魚網と同等で漁業系廃棄物といわれておりますが、今後この漁業系廃棄物の対策についてどう進めていくのか大きな課題でございまして。現状を見てもみますと、あちこちの漁港に陸に上げられている漁船も見受けられます。

近くでは、プラザホテル前から役場前の川岸に巻き網の船を除いて82隻ぐらい係留されております。多分、そのほとんどがこの10年先には長期係留船になる気がしてなりません。FRP漁船は産業廃棄物となって漁業者が自らの責任で適正処理すべきものでございまして、廃棄

物の処理を漁業者のみで行うことは、体制的・技術的・資金的に困難でございます。特に漁師さんの実態を調査して、これは漁業センサス、漁業登録で数は分かりますが、実際に今後漁をするのかしないのかという実態は分かりませんので、それを早く調査をして隠岐の島町独自で漁協、漁民、役場等で協議会を設置して再利用も含め処理計画、処理方針、島での処理が難しいということになれば運賃等の支援の検討等を今後すべきでないかと思うが、そうした対応をするのか、しないのかお聞かせください。

ちなみに平成3年5月に水産庁長官から都道府県知事宛に漁業系廃棄物対策の進め方について指針が示されております。県漁連を中心として地方自治体、メーカー、産廃業者等を構成員とする県協議会を設置して、廃棄物の種類ごとの廃棄量のそれぞれの予測、集積方法、処理方法、処理費用等の処理計画を策定して、それぞれ地域実態に応じた計画を作るように指導指針が出ております。

支庁の水産局長さんに相談に行きましたら、県にそうした計画があるのかないのか、あるいは漁連にあるのか、これは30年近く前の話でありますので、今ちょっと分からんという返答でありました。

何れにしても、内地と離島では考え方がちょっと変わってきますので、ひとつよろしくご返答お願いします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の小野議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

一点目の「地元水産物の活用と流通改革について」の質問でございました。本町では、地元水産物の島内消費を高めていこうと、学校給食等での魚食普及、飲食店や宿泊施設への働きかけ、生き締めによる品質の向上など、さまざまな取組みを行ってきたところでございます。

しかしながら、水産物は、漁獲量の変動が大きく、求められる魚種の確保がなかなか困難な場合がございます。宿泊施設とのマッチングが非常に難しい、あるいは、魚離れによりまして島内全体の需要が、これは高齢化あるいは人口減少等もあるのですが、減少傾向にあります需要が島内での流通が思うように進んでいかないというのが実態ではないかと思っております。

また、JFしまね西郷支所におきましては、一部の事業者に売り捌きを行っておりますものの、需要が少ないことから取扱量は非常に限定的にならざるを得ない、こういった実態であるようでございます。

このように、さまざまな問題が混在する中、地元水産物の流通改革は一朝一夕に解決できずこれまでもいろいろな問題にはなってきましたが、改善されてきてない状況でございます。関係機関の連携をより一層強めまして、町民の皆様はもとより観光客や宿泊業者の方々へ、より多くの地元水産物を提供できるよう、地元での流通体制の整備や、PR活動、6次産業化の推進等、課題解決に向け、今粘り強く取組んでいこうとしているところでございますのでご理解をお願いいたします。

次に、二点目の「一本釣り漁業の後継者対策と廃船対策の対応について」でございますが、先ほどのご質問にもございましたように、一本釣り漁業を含みます沿岸漁業者の方々を取り巻く現状を考えますときに、漁業を志す方が新たに起業するには、大変厳しい環境にありますことは申し上げるまでもございません。

現在、本町では、稚貝放流などによります磯根資源の保全や、離島漁業再生支援交付金を活用した漁業集落の活性化、新規に就業いたします際の資金貸付制度、更には、本土へ出荷する際の海上輸送費の低廉化対策など、沿岸漁業者の皆様方を対象といたしました支援策を重点的に展開させていただいているところでございます。

今後につきましても、漁業を志す後継者の方々が起業しやすい環境づくりに向けまして、漁業収入の向上や、経営の安定化につながる支援策を検討してまいりたいと考えております。

また、FRP 漁船を始めとする漁業系廃棄物対策の対応についてでございますが、本町といたしましても、近い将来に必ずや大きな問題となってくると認識はいたしておりまして、まずは、漁業協同組合 JF しまねや県の担当部局等に協力を仰ぎながら、実態の把握や、他地域の取組み状況等を調査いたしながら、その上で、本町としての支援のあり方を検討してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたしまして答弁に代えさせていただきます。

〇8番（小野昌士）

再質問をさせていただきます。地元の魚を町内で売り捌くというのは、市場を作るのが一番だと思うわけですが、今まで何回も論議をして難しいということでございますので。この頃お魚センターの問題がでました。今あるお魚センター、あんき市を中心にしながら、以前に朝市というのをやっておりましたが、それを復活してできる範囲で地元の魚を流通させる、仕掛けというか支援も含めて推進して着実に実績を積み重ねてほしいなど。それしか今の段階ではないことないかと思えます。小さくても、やはりできるところからやっていくということが、これからの“まちづくり”の基本になると思えますので、そういう考え

方で進めてほしいなと思います。

次に、一本釣りの後継者の問題であります。都万で立志式の子どもさんが、それぞれ意見を述べておりましたが、その中に「将来は、漁師になりたい。」という男の子がおりました。やはり、全く希望がないというわけではございませんので、希望を持って取組んでほしいと思います。

今日の質問のメインにしておりますが、漁師の実態調査、多分5年先、10年先には空き船というのが増えてくると思います。空き家も私が3年前に質問したときには50ぐらいのことを言っておりましたが960も空き家があると、そういうことで実態調査をすればかなりの空き船が、5年先、10年先に出てくるというのが分かるはずで、これは後ろ向きの話で、空き船でも空き家でも後ろ向きですが、これと定住施策をセットで移住対策を打って出る方法も今後考えるべきではないかと思えます。

漁師がいなくなるということは集落の維持の問題も出てきますので、意識調査も含めて調査してほしいと思えますが、調査をするということですので、大体何年ぐらいで調査をするのかということをもう一度お聞かせください。

できれば、解体費の支援についても並行して検討してほしいと思えます。それについても、町長の考え方を再度お聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

小野議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。地元でとれた魚の消費拡大をする施策を、もういっぺん考えてみたらどうかというご質問が一点、一本釣り漁業者後継者対策、もう一つは、FRP船を始めとする廃船の処理に関わる実態調査なり、あるいは町としての支援をする考えはないかという、大きく分けて三つでなかったかと思えます。

この消費拡大で、近くで最も功を奏している地域というのは、私が知る限りでは山口県の黄波戸漁港という漁港があります。ここは朝4時に一番市をやって、これは福岡中洲の業者を対象にした市場です。そして夜が明けて朝8時に地域の方を対象にした市があります。これはどういうことかということ、昔は5軒の鮮魚店があったそうですがこれを全部やめてもらって、こういうことが隠岐では難しいと思えますが。そして市場で、二番市という市をやってそこで地元でとった魚を。そのかわり一切盆正月であっても親戚にも魚をあげない、そこで取ってもらう。あそこは活魚槽を各船に積んでいて、活魚を市が始まる前に締めて、そして出すというやり方をやっているそういった港ですが、そこまで徹底できれば一本釣りの方々のとった魚が地元で売れるということです。

この市場開設については一時期実施をされましたが、市の大半がホテル・旅館を対象にしていた、ところが思うような同じサイズの魚や、お客様が求めるようなものが市にかけられない日もある。段々じり貧になって、そしていつしか市場がなくなってしまったのではないかと思います。

「お魚センター」が再開をいたしました。リニューアルオープンをいたしました。あそこで地元の一本釣り漁師さんがとった

魚を売り捌く、それからあんき市も利用する、更には昔立体駐車場の2階でしたか朝市をやっておりましたが、それもいつしかなくなりましたがもう一度、朝市等をやって、そういった魚を扱って少しでも地元の魚を消費する環境をもう一度作ったらというご提言がございました。

なぜ、あの朝市をやめたのかということも、もう一度振り返ってみて検証させながら、それで本当にうまくいくのかどうかということも含めて検討させながら、地元の魚を地元で消費できる環境をどうやってつくるかを、もう一度検討させてみたいと思います。

後継者問題につきましては、実は先般 6月4日に「全国漁港漁場協会総会」がございましてそちらに行きまして、そこで話に出ておりましたが、隠岐の島では一昨年12月23日に83歳になるお爺さん、現役の一本釣り漁師さんでしたが時化に遭ってお亡くなりになられた、私はそのことも水産庁にも話をしておりまして、全国の後継者がいなくて80歳代で現役漁業者というのは隠岐だけではありません。全国の地先の漁業協同組合ではそういう方々が多くなっている。であるならば、地先の少し行けばそこで生活の糧が求められるような漁場造成をやったらどうだと。水産庁には助成係という所があります。助成係の方では浅い所での漁業の漁礁づくりについても補助事業がございまして。そういったものを導入しながら、天然礁につながる漁礁をもっともっと近場に造って、高齢者の方々もそこに行けば安心して何とか生活の糧が求められるような環境づくりも今提案をさせていただいております。それについても所管課の方で話し合いをさせてもらっております。

先般の都万での「立志式」のときに、「僕は将来、一本釣りの漁師になりたい。」という本当に明るいことをおっしゃった14歳の青年がいらっしゃいました。捨てたもんじゃないなと思っております。そういった方々が、勇気と元気をもって、そういうことに飛び込める環境をどうやってつくるのかということのも行政の大きな仕事であります。

漁業に魅力づけをどうやってつけていくか、そのためにはもう少し加工等の6次産業化も進めなくてはならんということで、このことについても今、具体的に検討を進めさせていただ

いているところでございます。

私が水産を所管をした若い頃は、巻き網船団が役場にこうしてほしいという要望は全くなかった。それが初めて出てきました。あの産廃である古網を、向こうに出すのに量も多くなかなかお金がかかるのでそれに支援をしていただけないか、ということでしたので支援をするその代わりに、今まで長い間、隠岐に来たら潤沢で安い魚が食べられると思って来たら境から逆輸入している、このことが長い間批判をされてきました。この機会に巻き網船団とも、支援をする代わりに隠岐で魚を卸してもらい、そういうことについても具体的に話を詰めていこうということにさせてもらっております。新たな展開を私は期待をいたしておりますが、そういったことで魚離れや隠岐に来られた方が落胆をして帰らない環境づくりにも努めてまいりたいと思います。

FRPの問題、この産廃の問題については、これも水産庁に質しておりますが、このFRPは穴を開けてコンクリートを詰めても浮力があるためになかなか固定しない。固定させるには大きな金がかかる、それよりも産廃にした方が、産廃で処理した方が安くあがるというのが実態だそうです。これも何とか漁礁にならんもんかというのですが、今のところは水産庁は補助事業はつくっていないということでもあります。そうすると、そういった船舶をどう処理していくかという今後の課題であります。

各港にあげてある産廃に近いような状態、木船はいくらあるのか、FRPの産廃はいくらあるのかというこの調査をさせたいと思います。じゃあ、いつまでに調査するかということですがまだそこまでは、この質問を契機にいたしましてやはり調査が必要だということで、調査をしようではないかということまで今、話がきておりました。いつまでに調査をやってどうするかということは決めておりませんが、その場合に、実はこれは漁業関係だけでなく農業関係とか、その他産業においても産廃の処理に大変困っていることがたくさんあります。

そういった全ての産廃について、町がどこまで支援をしていくのかということも含めて、産廃処分についても考えていくべきでないかというように考えておりました。支援についても併せて検討を進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたしまして質問のお答えに代えさせていただきます。

〇8番（小野昌士）

大体、町長の返答で分かりましたが、調査をするということでございますので、私は大体2年ぐらいで町はしたらどうかかなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

ご承知のように、FRP船は軽くてスピードが出て腐らない、半永久的というのが船体として

脚光を浴びて現在に至っているわけで、ところが使っている漁師さんは半永久的ではないわけで、そこに問題が生じてくるということです。特に離島ですので、聞くところによると5トンくらいの船で大体100万円ぐらい処理費がかかると聞いております。漁業系廃棄物というのは漁網とFRPの船とカキの貝殻等がいわれているわけで、巻き網の漁網については、先般支援をするようになりましたので、この調査をして廃船になる船は漁師とよく相談をして、やはりそういう支援も検討してほしいなと思います。再度、質問して終了します。

○番外（町長 松田和久）

再々質問というか、再質問でお答えをいたしましたことにつきまして、まだ所管課長とは話しておりませんが2年間でできるかどうかも含めて、支援策も含めて考えてみたいと。できるだけ早く調査に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（高宮陽一）

以上で、小野昌士議員の一般質問を終ります。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時30分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時40分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、15番：福田晃 議員

○15番（福田晃）

国においては疲弊した地方に活力を与え、UIターン促進や子育て、社会資本整備など多岐にわたる地方創生を掲げ、担当相を配置し取組みだしたことは地方の活力創出にとって大きな力となってくれるものと期待しています。

さて、昨年10月1日で、合併10周年を迎えた隠岐の島町では、急激な人口減少や少子高齢化、生活基盤の脆弱化などさまざまな課題に直面しています。

特に、旧3村や旧西郷町でも、周辺地域では人口減や高齢化率が一段と上昇する一方、空き家は目立って増え特に過疎が進んでいるように思われる。

こういう状況の中、合併協議会で合併による行政区域の拡大に伴い、地域住民、旧3村及び中村地区の声が行政施策に反映できなくなる懸念を払拭するための組織として、地域審議会の機能を包括した地域協議会を条例制定し設置したことは、合併協議会の会長であった町

長は認識されていると思います。

合併協議会の地域自治組織等検討小委員会に付託し、計4回慎重審議され、合併協議会において町の附属機関として位置づけ、条例制定して設置した地域協議会を議会、町民に対して何ら説明もなく廃止となりましたが、そこで次の事項について質問いたします。

1、町長が10年間に各地域協議会に対し諮問した回数と主な事項、また各協議会からの建言の回数と主な内容はどのようなものがあるか。

2、条例の効力を有する期間内に町と地域協議会は設置期間延長について協議することとなっていたが、平成26年度中に各地域協議会及び事務担当の支所・出張所の職員を交えて協議した回数、そして各地域協議会の結論は。

3、今後、地域住民の声を反映するための組織の設置は考えているか。

以上、三点お伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、福田晃議員のご質問にお答えいたします。

地域協議会につきましては、当初から設置の期間を平成27年3月31日までとしており、条例どおり本年の3月末日をもちまして効力を失ったところでございます。

地域協議会は、新町建設計画の基本構想でありますとか重点施策に変更が生じる場合、これは私の諮問機関といたしまして、その諮問に応じ審議調査すること及び関係地域の事務事業に関する意見を述べるため設置されたものでございます。これまで新町建設計画の基本構想等に変更はなく、諮問はしていないというのが現状でございます。

したがって、事務事業への意見を述べることや地域の状況調査等を中心に議論をいただきまして、この10年間で布施地区で14回、中地区で11回、五箇地区で14回、都万地区は少し数多くて18回、それぞれ開催をされておりますが、これは地域協議会の方から、私に意見申したい、意見交換をしたいので来てくれというものでございまして、私がお願いをして諮問に応じるというかたちの協議会ではございませんでした。

また、地域協議会の存続について、協議することとなっていたということですが、10年間の期限付きの組織であると私は認識しておりましたので、協議等は実施をせずに解散をさせてもらったということです。

最後に、地域協議会に代わる組織の設置のご質問でございますが、現在、本町の施策に対します町民の皆様のご意見等の聴取につきましては、必要に応じ、区、あるいは自治会、あるいは関連をいたします諸団体等への説明会や、あるいはパブリックコメント等を基本に実

施をさせていただいております。

そして、私が旧町の町長になって以降、以前は「まちづくり懇談会」と称して町の方から計画をして各地区を回ったのですが、隠岐病院が実施をいたします「医いとも座談会」は非常に人気が高いです。あれをやると皆さんが集まってくる、健康のことがあるから。私の会はいって不評で、数が少なく数人パラパラと来るようなことで、かえって地域に迷惑をかける、ならばということで「出前町長室」というのを作りまして、5人以上の方々地域で相談をされて町長を呼んで話し合いをしたいと、そういうことについては、どうぞ「出前町長室」をご利用くださいということにいたしております。

今後におきましても、こういった方針で進めてまいりたいと考えておりますので、新たな地域協議会に代わるそういった組織をつくるということは、今のところは考えておりませんので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたしたいと思っております。

〇15番（ 福 田 晃 ）

町長の答弁に大変疑問がありますので、再質問をいたしたいと思っております。

私はこの合併協議会の会議録、第29回の際に委員長は原さんでした。副委員長が布施の西田さんだったと思います。この議事録見てみなさい。条例で決まっているから10年間であると。地域審議会にするか地域協議会にするか、いろいろ言ったときにも副町長も事務方であったから分かっていると思うが、合併特例に則った審議会というのは、今町長が言われたように10年経ったら廃止になる、そういうことではなしに、まだ良いものなら残す可能性もある、そういうことで「地域協議会」としたと思っております、議事録に書いてありますよ。町長の諮問による審議・答申する事項、これは地域審議会の役割です。その他、町長に対し提言しこれを尊重する事項として、関係区域における起こりうる事務事業に関する事項、関係区域に特別利害関係にある疑義・事務事業に対する事項、この2つが協議会の主な目的であると言っている。

任期中に協議をすることはしないとありますが、ここでの委員長報告があつてそれを認めて、そのうち協議会でやろうという認識は、まず一点目あったのかどうか。

それと、いろいろ新聞紙上でも言っております。地域自治区制度とか地域協議会、町長はご存じだと思いますが、浜田市あたりでも一部見直して20年度からは再協議。当面10年としていた期限を迎える10月以降は現行制度を一部見直して19年度末まで運用するとか。この2、3日前の新聞では、吉賀町で地域自治区柿木村5年半延長へ、これも当面10年間。私はこの当面10年間というのは、隠岐の島町の地域協議会の期間も、確かに条例に載せるとき

には、当面とかいう言葉は使わないと思いますので、10年間となっているかも知れませんが。協議会の中の委員長報告、それを納得して、もし最終年度に協議をすると謳ってあるから「それはいいことだな」と思ったところです。それが、全然関係ないとか、知らないという答弁はないと思います。

吉賀町も、地域振興協議会が昨年9月に中谷町長が諮問に対して、自治区を継続、設置するように要望したと。

諮問はしなかった、しなかったと言いますが、もうちょっと活用すべきではなかったかと思いますが。

ローソク島の観光施設を福浦に設置する予算も通したのですが、五箇内だけで揉めて予算が棚上げになった。こういうことも、例えば地域協議会の中で検討して、そこに執行部も入れればいいのですが、そうしてやれば私はスムーズに物事が進んだのではないかと思います。

おかげさんで近所の危険家屋も取り壊していますが、例えば隣近所の人が「おまえのところは危険だから、壊せとか取り除け」となかなか言えないものですから、こういう組織的なところから提案する方が私は有効に使えると思います。

本当はこの質問は3月議会ですべきだったと思います。ただ、前に地域協議会の予算が減ったときには、何でこんなに減ったかと聞いたら実績に応じて4回を2回にしたと。今回、私も委員会も代わっているし、全然予算書に出てなかったもので認識不足は非常に反省しておりますが、こういうことを作った、あのときの各町村議会の議員さん、執行部始め、合併協議会の委員さんに対しても、もう少し誠意のある説明がほしいと思います。いかがですか、町長。

○番外（町長 松田和久）

福田議員の再質問にお答えをいたします。協議をすることになっていたと、この地域協議会の継続ないし廃止については、この協議することになっていたということについて、調査はしてなかったようですが、ただこの地域協議会については、設置するときに思い出してください。諮問機関として作って、実際は諮問しなかった。すれば良かったじゃないかということでしたが、それは諮問するだけのものがなかったという判断をして諮問をしなかった、そして地域協議会の方から、私に意見を申したい、いろいろ話をしたいということです。

今回、廃止をいたしましたのは、これはこれに代わる、例えば区長会をやるとかそういった話がある、また役場の方も「出前町長室」をつくって、いつでも門戸を広げて、5人以上であれば昼でも夜でも私の体が空いている限りは、いつでも行きますという約束を申し上げて

いるものですから、その協議会がやめたからといって、それで私は後退するとか、住民の皆さんの意見を聞かないとか言うつもりはさらさらございません。ですから、ご意見があればそういう場を通じて呼んでいただければ解決できるのではないかと。各地区で年間十数回は「出前町長室」をやります。今度もまた「出前町長室」の計画がきております。

そういうことですので、この協議会がなくなったからといって、私は支障ないんじゃないかと、あのときも話がありましたように旧西郷の町が役場に近いかから協議会なんていらぬというようなこともあって旧西郷はなくて、布施と中村と五箇と都万に協議会ができたという経緯があります。それは役場が近いから、役場に行けば済むことだということで、旧西郷に要らないということで設置がされなかったという経緯があります。

それは、どういうことがあっても何かあれば、私がお答えをする責務がありますので、心配ないのではないかとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○15番（ 福 田 晃 ）

もう少し再々質問をさせていただきます。

私が言いたいのは、これがなくなったからといって、町長は周辺地域の声が反映するように行くし、意見があれば言ってくれと言いますが、じゃあ何のために条例制定までした地域協議会ですか。やはり、条例制定して価値がある、力もある、それを認めるために条例制定して作った協議会と思います。いまだに何で3月に町民・議会に対して明確な説明もなしに廃止されたのですか。ただ10年あった、10年間だと言うけれど、合併協議会の中で承認した、「ただし10年経ったときにまた協議会と検討する」と言ったことが、何回したもなければ何もない。条例を制定したものをなくすときには、もうちょっと私は説明がほしかったと思います。最後にお尋ねします。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

福田議員の再々質問にお答えをいたします。

地域協議会の条例化された意義なり、経過というのは、先ほども言いましたように4か町村が合併をして、合併をしたときにはやはり各町村の垣根があったと。もう私は今、五箇行く、都万行く、布施に行く、全く違和感はありませんし近いもんだと。一つの“まち”に完全に私の気持ちの中にはなっております、垣根とか敷居はありません。

ただ、合併したときの地域の皆さん方の中には、合併すると西郷の町役場が役場として残る、そして都万、五箇、布施は出張所として残る、そうなってくると地域が疲弊するのが目に見えて出てくる。そういう中で、やはり地域の旧3村の意見はきっちり反映させる場が必

要だということから地域協議会が設置をされ、そして諮問は勿論、諮問がなくても地域に年に一度くらいは、あるいは何回かは、遠くになった所にいる町長には熱き思いを分かってほしいということで会議が開催されてきたのではないかと、このように受け止めておりますし、また地域協議会でいろいろございました意見は、その後の「総合振興計画」の中の年次計画にも反映できるものは反映してきておりますし、意見は十分に伺いながら、できないことはできないわけですが、やってきたつもりですので、そういう意味で条例化がされたと私は思っております。

地域協議会の役職員の皆さん、各地域協議会にはこの3月でもって10年間が終ったものから解散することになりますということで、皆さん方の了解をとって、ここにきているということでございますのでご了解をいただきたいと思っております。まったく何もせずにやめたというわけではなかったかと思っておりますので、そこのところはひとつご了解いただきたいと思っております。

○議長（高宮陽一）

以上で、福田晃議員の一般質問を終わります。

次に、1番：西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

それでは、通告どおり質問させていただきます。

分割一点目、路線バス等を活用した買い物弱者対策について質問いたします。

買い物弱者対策については、ここ数年来、町としても問題解決のために民間事業者の方々とは話し合いやいろいろな事業に取り組んできており、本年度も移動販売支援に210万円を予算計上しております。

しかし、民間事業者が各地区に商品を個別に運ぶとなると、時間、移動費、人件費などコストが高くなり、損益の関係上なかなか移動販売に踏み出せないのが現状です。

そこで、1つの事例を紹介したいと思います。

岩手県では路線バス会社と宅配便業者が提携し、路線バスの一部を改良し、人だけでなく荷物も運べるようにした取組みを始めました。乗客が少なくなったがバス路線を維持しなければいけないバス会社と、荷物の少ない地域にもコストをかけてサービス提供をしなければいけない宅配便業者、それぞれが抱える問題を2社でうまく連携し解決しようとしたよい取組みだと思います。買い物困難地域を抱える本町においても、同様の取組みをうまく取り入れることができるのではないのでしょうか。

本町の路線バス等の公共交通機関は路線維持などのために運営に関する補助金を出し、また町がバスを購入し、無償でバス会社に貸し出す等しています。今後、公共交通機関を維持するためには、現状のように「人」だけを乗せて運営するにはコスト面でも限界があり、利用目的の拡大をし、公共交通機関としての生産性を高める必要があると思います。そこで、関係機関と連携し、買い物困難地域への商品の輸送をお願いすることはできないでしょうか。

バス等への商品の積み込みは各民間事業者、地区までの運搬・地区からの集金を交通関係機関、各地区での商品配布や個別のお客からの集金は各地区のボランティア等で担当すれば、どこか一か所に負担を強いることなく買い物弱者対策ができると思います。

今後の買い物弱者についての対策、また公共交通機関を活用した対策について、町長の考えを伺います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、西尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「路線バスを活用した買い物弱者対策」についてお答えをしたいと思います。本町の重要課題の一つでもございます買い物弱者対策、これは高齢化が進んで交通弱者対策と併せて、今大きな問題となろうとしています。その買物弱者対策につきましては県や商工会、また既存の移動販売事業者との協力連携によりまして、今対応をさせていただいております。しかしながら、現在の体制では、本町の全範囲をまかないきれず、西郷地区を拠点といたしまして県道中村津戸港線から東側の地域を対象としておりますのが現状ではないかと思っております。西側については、まだできていないと思っております。

今後につきましては、新規参入者の事業参画も含め、商工会や民間事業者と情報連携をとりながら、県事業の活用や町としての支援策なども準備いたしまして、対応してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

路線バスを利用した対策についてでございますが、確かにおっしゃっていることはまさに大事なことでありますし、多くの補助をしておりますが、もう人を運ぶだけでは採算があってないということは事実であります。本町の現在のバス路線網と無店舗地区との位置関係が必ずしも一諸になっていないなどの現状もございますので、今すぐ活用というわけにはいかないかなど、西側についての対策は今まさに講じるよう制度をつくって今後するようにさせていただいておりますので、今少し検討材料にはそういったことも含めて考えてみるべきと思いますが、バスの通らない地区の対策も含めて総合的に今考えさせていただいておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。これについても必要な箇所については、

対応できる箇所については考えていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（西尾幸太郎）

一点、再質問したいと思います。

現在のバス路線と無店舗地区との位置関係が、必ずしも合致していない部分があるという答弁だったのですが、西側地区においても合致する部分もあると思うのです。バス路線、公共交通機関を使って今回はした方がいいのでは、という話なのですが議論に議論を重ねて、その議論の部分で何年もかけるよりはまずやってみる、試してみるということからことが進むということもあるかと思うのですが、そのあたりの町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○番外（町長 松田和久）

実は今年度これまでやっている一業者だけでは、全島網羅いうことは難しいということが分かっております。そういうことで、五箇、都万を中心に募ってやる人がおれば支援をしますという制度を作って、という話し合いを今しているものですから、そちらを先にと。

当然、時間がかかるようであればおっしゃるような形が一番早いと思います。今おっしゃっているようなことについても検討はしますが、今この形を具体的に進めているものですから、今年度事業として。それをもって、誰も手を挙げる人がいないということになれば別ですが、あるとすればそれを並行してやればよいと思いますので、これをやりながらその話がうまくいかないとすれば、西尾議員がおっしゃっているような方策についても取り入れていくということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○1番（西尾幸太郎）

スピード感のある対応に期待したいと思います。

次の、質問に移ります。分割二点目、「空き家問題に関する対策強化」について質問いたします。

全国的に問題となっている空き家について、本町でもひと通りの調査も終り、今後どのように活用・対策していくかが問われていますし、丁寧に対応していく必要があります。

ある町民の方から、I ターン者が居住に関する相談を定住対策課にしたところ、不動産屋を紹介されただけで丁寧な対応がなかったという話を聞きました。本来、I ターン者が定住を希望し住居に関する相談をしてきたならば、担当する不動産屋に丸投げするのではなく、相談者が不安を抱かないようにI ターン者、不動産屋、空き家所有者の三者の間に立って丁

寧に対応することが所管課に求められると思いますし、そうすることで定住希望者が安心して本町に住むことを決断できるのではないのでしょうか。

また、町民の立場に立つと、空き家利用に関する相談窓口は定住対策課、危険空き家の除去などに関する相談窓口は建設課となっている状況は、窓口が二分されて非常に分かりづらく不便な状態です。

喫緊に迫る空き家問題に丁寧に対応するためにも、現在二分化されている空き家に関する窓口を一本化し、空き家問題の対策強化を図るべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 松田和久）

西尾議員の分割質問二点目の「空き家問題に関する対策強化について」のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、空き家の利活用につきましては、定住対策課で住宅管理者でありますとか町内4社の宅建業者と連携をさせていただきまして、対応をさせていただいております。町に相談を受けた際には、個人情報に十分配慮いたしながら必要な事柄をできるだけ詳細に聞き取りをさせていただきまして、短期滞在住宅の利用でありますとか、あるいは公営住宅の情報提供も含めて、ご希望に添えるよう対処しているところでございます。

定住対策課の対応がちょっとということではございましたが、昨年も来られた方が少し落ちて探すとということで町の施設を貸したり、所管課としては一生懸命対応しているかなと思っていたのですが、そうではなかったということではございますが、そういうことがないように懇切丁寧に対応させていただきたいと。そのことが定住にもつながってくると、まさにそのとおりであります。

窓口の一本化ですが、空き家の利活用と危険家屋の除去問題は、別問題の部分もあります。そこで一本化については、これは話し合いをいたしましたが一本にするよりも、もともと違う問題がありますので、空き家の老廃の問題については建設課が所管するという事になっておりまして、今のところはそれを一本化するということは考えていない。

毎朝、朝礼をさせておりますがお客さんが動くのではなくて、職員が動く、そのための連携は課内が一つになっていなければならない。そして課長会でもそれを連携させるようにしておりますので、二課でやってもそれがうまくいかないということにはならないように、連携強化を図らせてまいりたいと思います。

今後の空き家利活用の進め方につきましては、対象物件により建物条件が大きく異なります。建築年数や老朽化の度合い、程度、下水道整備ができていないか、あるいは物件

に応じた改修の優先順位づけや相応な設計や積算など、専門の目による診断の上、すぐにも利活用できる物件と、今少しリフォームが必要な物件、または安全管理上からも除去するしかない物件など、見極め診断ができる体制を構築いたしまして、町民の皆様方からの問合せに対しましては、できるだけワンストップで取組んでまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（西尾 幸太郎）

一点再質問いたします。

町長の答弁の中で、今後きちんと各課の連携をして対応するという答弁をいただいたのですが、別問題で考えているというのは役場の考え方であって、本当のところは今町長がおっしゃっていたように町民や利用者がどう考えるか、空き家に関する窓口が本当にどうあるべきかというのは利用者の立場に立って考えるべきだと思います。

例えば、町長が島外に住んでいて本町内に空き家を所有していたとします。空き家を人に貸すためにリフォームしようか、それとも管理しきれないから崩してしまおうかと思った場合に、本町のどこに相談したらいいかといったら、やはり島外にいる人たちにとっては今の現状の体制というのは分かりづらいと思いますし、本町内で空き家を利用したいと思ったときに本町のどこの課に相談すればいいか、本当に分かりづらいと思います。町長が例えば、「島外に住んでいて町内に空き家を所有していた場合どこに相談しますか」という質問ですが、よろしくお願いいたします。

○番外（町長 松田和久）

西尾議員の再質問にお答えいたします。

町民の皆さんはよほどのことがない限り、議員さんは分かっておられても定住対策課とか建設課も分からないと思います。役場に電話して、「こういう物件があってこういう話があります。例えば使いたいという人がいますがどこが所管ですか。」と聞けば、それはここですと答えていけばいいことではなかろうかと。その物件が入るに入れないということになれば、「それは建設課です。」ということで話を伺って、所管課を紹介していけばお客さんが戸惑うことはないと思います。おそらくお客さんは、実情を知っている議員さんとか一部の方は分かって、「それはどこか」ということになってくるかと思います。そういうことは全部総務課に電話がかかってくるようになってますので、総務課からお知らせしているということで、お客さんにそのことでそんなに不便を与えることはないのではないかという見解で、今、一元化する必要はないかと。ただ懇切丁寧な対応については、もしご指摘があるとなれば、そ

れは考え方も改めていかななくてはならないと考えますので、よろしく願いいたします。

○1番（西尾幸太郎）

たらい回しにされたという住民とか利用者からの声が出ないように、丁寧に対応していただきたいと思います。

次の質問にいきます。

分割質問三点目、「隠岐の島町総合戦略の策定」について質問します。

民間委員とともに隠岐の島町総合戦略の策定に向けて第一回目の部会が開催されました。ただ、選定された民間委員の構成状況やさまざまな話を聞き、疑問に思うところが出てきましたので、町長にお伺いします。

私なりの解釈であります。今回の隠岐の島町総合戦略は国からの指針により策定するものであります。国から「地方版総合戦略を立てなさい。」と言われたから、仕方なく策定するたぐいのものではなく、本町の「総合振興計画」を実現していくために、どのような事業をどう展開していくか、それを今の時代や将来に向け、更に具体的に計画するのが「隠岐の島町総合戦略」になると思います。

本来であるならば、総合戦略策定の前に総合振興計画の中間評価、また時代にそぐわない部分が出てきてないか、見直しする部分はないかの再検討を行った上で、総合戦略を策定しなければならぬと考えます。

そこで三点、お伺いします。

一点目は「総合振興計画」と「総合戦略」の関連性について、町長の考えをお聞かせ下さい。

二点目は、各部会の中で総合戦略を策定するにあたり、現状の総合振興計画の執行、進行状況の確認と分析、もし総合振興計画の中に問題点や課題があった場合は総合戦略でどのように補完するのかを話し合うべきだと思います。ただ、これらを行うには月に1回の部会では時間が足りないのではないのでしょうか。

国は2015年度内と策定スケジュールについての指針も示しているのです。スケジュールを年度内策定目標に延長し、月一度といわずに、しっかりとした議論を行うべきと考えますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

三点目は、部会委員の追加募集についてです。3月の全員協議会の際に各部会の委員に関しては、あて職的な人選にならないようにと指摘いたしました。しかし、現在の構成委員については業種や年齢に偏りがあると言わざるを得ません。公募についても3月に言及してお

りますが、やはり将来の隠岐の島町のことを一緒に考えたいと思う人たちを追加公募するべきだと思います。二点目のスケジュール延長の件も踏まえて、考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 松田和久）

分割質問三点目の「隠岐の島町総合戦略の策定について」のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、一点目の「総合振興計画」と「総合戦略」の関連性についてでございますが、当然、本町の“まちづくり”の基本指針であり、羅針盤でもある「総合振興計画」の事業実施計画に毎年盛り込まれて、毎年の「評価改善」を繰り返しながら、実践させていこうとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、二点目の「部会の開催について」でございますが、基本的には月1回といたしております。調査の状況でありますとか議論の進捗状況によりましては、追加開催も考えていかなければならないというように思っております。ただ、県もそうでありますように、県との連携もあります、来年度の予算編成に県も町も間に合わせたいという考え方でございまして、県との調整のこともありますのでタイトなスケジュールにはなりますが、10月末を目途に策定作業を進めていきたいと。これは町だけが勝手に決めたのではなくて、県との関係があつてそうなつた。ご指摘のことはよく分かりますが、この「まち・ひと・しごと創生法」が昨年の11月21日に成立して、内閣官房にできましたが、私どもの方はもうこれだけ人口が減ってくる、そういう対策も含めて「やれることからやっけていこう」ということで、いろんな対策をもう講じておりますので、このためにじゃなくて、そういった我々が地域のことを實際考えていろいろ計画しております。それをうまく載せながら、国の制度をうまく利用していけばいい、新たにあれもこれもということも大事ですが、もう既にやりかかって地域も喜んでもらっているということもあるわけです。そういったこともうまくまとめていきたいとこのように考えておりまして、一応タイトなスケジュールであります、10月末を目途にさせていただきますことをご理解いただきたいと思いますと思ひます。

部会のメンバーにつきましては、各分野から年齢構成、男女比などバランスの取れた構成であると考えて、そういうことにさせてもらったと。アイデアの一般公募も既に行つておりまして、地区懇談会や各任意グループとの意見交換など、できる限り積極的に町内に出かけていきまして、広く町民の皆様方から意見をお伺いできるようにしてまいりたいとこのように考えておりますので、現在のところでは追加の募集は考えておりませんので、是非ご理解をいただきたいと思いますと思ひます。

○1番（西尾 幸太郎）

二点再質問いたします。

答弁の「総合振興計画」の事業実施の計画の中に、今回の「総合戦略」を盛り込んで他の事業と同じように毎年のように評価改善を繰り返しながら実践をしていくということでしたが、それだと今までやってきた事業と、今回新たに策定する「隠岐の島町総合戦略」と意味合いがどう違うのかという部分、実際聞きたかったところはそこなんですが、新たに「隠岐の島町総合戦略」を策定する意義であるとか、意味であるとか、総合戦略にもたせたい意味合いであるとか、もう少し深掘りしてお答えいただきたいと思います。

二点目は、一般公募の件は理解いたしました。今後、アイデアの一般公募の部分には頼らざるを得ないのかなというふうな感想があるのですが、アイデアを公募するに当たって各部会の中でどのような話し合いがされたのか、どのようなアイデアが今現状出ているのかという情報公開を、町のホームページを使って細かく情報発信をしていかないと、一方的に部会の中に参加していない人たちがアイデアを投げかけるだけというのは、あまり生産性がないと思います。

細かく情報発信して、今このような話し合いでこのような方向で向かっていますよ、ということをお知らせすることによって、そこから、そういう方向に進んでいるのだったらこういうアイデアがありますよとか、もっとこうしたらいいのではという多種多様な、方向性から大きく逸れないようなアイデアが出てくると思うのですが、そのあたりの考えをお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○番外（町長 松田和久）

分割質問三点目の再質問にお答えをいたします。

まず、一点目ではありますが、「まち・ひと・しごと創生法」の関係でいう「総合戦略」は、従来のものとどこがどう違うか。これは議員ご指摘のとおり、「創生法」の基となるものは2060年に1億人に人口が減るかも分からない、今1億2,730万人の人口を、2060年にはこのままほったらかしにしたら1億人を切るということに国は危機感を抱いて、そして2060年には是非1億人を確保する方法として「まち・ひと・しごと創生法」をつくった。その関連の関係する“ひとの流れ”であるとか“受け皿”であるとか、そういうことについてはこれまでになかったことかと思えます。そういうものは新たに私どもも議論をして、今回の委員会がつくったものを新たに加えていく、ないことですから。

しかしこれまでもやってきて、更に必要なものについては整合性を合わせ更に調整して

やるものはやる。今回はこれまでのものをプラス、そういった創生法に謳われている本旨であるものについても載っけていく、そういった調整作業がこれからあるということをご理解いただきたいと思います。

アイデア募集の件ですが、これについては確かにおっしゃるように進捗状況がホームページ上で広報されていないということにつきましては、今後はそういったものをきっちり、ここまで進んでいますということについては適宜、また改正して載せていくというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（西尾幸太郎）

再々質問させていただきます。

これからアイデアを出して行って、各部会で揉んで策定していくわけですが「総合振興計画」の中で、例えば国の方が今、人口減少対策を改善するために今回の「地方版総合戦略」というものの指針を出したという答弁があったのですが、それはそれで分かるのですが、「総合振興計画」の中にも人口問題に関する部分もあります。だとするならば、「総合戦略」の策定の前に「総合振興計画」の中のこの部分について5年間重点的にやる、そのために今回の例えば「総合戦略」を考えていきたいと思いますという指針があれば、指針のないところで、アイデア出しをしても関係のないアイデアも出てきかねない場合もあります。

「総合戦略」策定にあたって、「総合振興計画」のどの部分を重点的にやるかという指針は示すべきと思うのです。そのあたりの町長の考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

西尾議員の再々質問にお答えをいたします。

町の羅針盤ともいえる「総合振興計画」の取り扱い、「基本構想」・「基本計画」そして「実施計画」それぞれの扱いについては今までも議論をいたしておりますが、町長になったら町長の好き勝手にどこにでもいきますということではないのです。これはあくまでも自治法に則って「総合振興計画」を作って、その振興計画が進むべき範囲の中で町長の判断で、それを運転していくということです。

ですから、大原則、基本は「総合振興計画」だと思っております。それに、先ほど言ったような問題から、今5年間に30万人の若者が定住できるような施設を地域につくるということとか、あるいはこれはちょっと難しいかも知れませんが東京圏のような大都市圏から地方へ高齢者を移住させる、また、外国人観光、全国観光立国ということで、旅行者を呼び込むために官民が連携して進める。そうした推進母体、5年間で最大90箇所を全国各地に設置し

ていくんだと、そういったことが基本方針の中に盛り込まれております。そういうことも新たに「総合振興計画」の中に、町として今後の“まちづくり”に必要なものを取り込んでいくというような形での調整を今後していきたいと、いうように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（高宮陽一）

以上で、西尾幸太郎議員の一般質問を終わります。

次に、12番：米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

それでは、通告いたしました「国境離島振興について」質問いたします。

平成23年に国土交通省が発表した「国土の長期展望」によりますと、現在、国が離島振興法の指定対象としている約250島のうち、2050年には約1割が無人島になる可能性がある指摘しています。離島はこれまで以上に厳しい状況下に置かれており、本町も決して例外とはいえない事態となっています。

本町のような国境に近い離島で極端に人口が減少しますと、不法上陸などが起きやすくなるため、国が地域振興と保全の面から管理強化を図っていくことは当然であります。したがって国境付近の離島に、将来にわたって安定した生活が可能で環境整備を進めるための、新たな法整備の創設が急がれるところであります。

最近の新聞報道によりますと、中国の海洋進出をにらみ人の住む国境付近の離島の保全を狙いとした「有人国境離島地域保全・地域社会維持特別措置法案」を、今国会に提出する方針とのことあります。

法案の概要は国などが国境離島の地域保全へ積極的に関与し、更に領海や排他的経済水域を保全することを主な目的としています。ちなみに、特定国境離島地域には隠岐島を含め礼文島・利尻島や佐渡島・対馬・壱岐島・五島列島など30島以上が指定対象となっています。この新しい法案が制定されれば、本町が今進めているあらゆる産業振興の追い風となり地域経済は活性化され、その成果が期待されています。

それでは、一点目の質問であります。この「有人国境離島地域保全・地域社会維持特別措置法案」は、本町が今後地域振興を進める上で、極めて重要な法案と認識しているところでございますが、国境の町の町長としてはどのように受け止めておられるか、その見解について伺います。

次に、島に住む人が生活していく上で欠かせない人や物の移動により生じる費用の低廉化

について質問いたします。ご承知のように現行の離島振興法の中でも人の往来や流通に要する費用の低廉化を謳っているところではありますが、いまだに実現されず、現状では厳しい状況が続いています。せめてJR並の運賃と本土と同等のトラック輸送費が確保されれば当然経済面での競争が十分可能となり、低迷している地場産業は活性化の方向へ導かれるものと思われまます。

そこで、町長にお伺いいたしますが、本町の大きな課題の一つでもある定住の促進や地場産業の振興に欠かせない、航路・航空路等に要する費用の低廉化実現にどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

三点目の質問は、離島における再生可能なエネルギーについてお伺いいたします。

本町はバイオマスタウン構想を策定し、豊富な森林資源を活かしながら充実した林道網を有効に活用して、チップ・ペレット製造やバイオマスボイラーの導入に積極的に取り組んでいるところでございます。今国会に上程が予定されている新法案によると、再生可能エネルギーの開発・利活用のための拠点整備等の離島振興施策を講じるとしてあります。循環型エネルギーの活用は今や避けて通れない課題となっています。町長は島のエネルギーの地産地消を進めるにあたってどのような姿勢で臨むのか、お伺いいたします。

最後の質問になりましたが自衛隊の駐屯についてお伺いいたします。今回の新法案は先程も申し上げたように、中国による海洋進出を多分に意識したもので、自衛隊や海上保安庁の機関を設置するよう促す義務が盛り込まれています。また、同時に外国船舶による違法行為・不法入国等の防止のための、体制強化努力も義務付けられているところであります。今国会において新法案が制定されるならば、今までタブー視されている本町への自衛隊駐屯が取りざたされることも予想されますが、町長はこの自衛隊駐屯についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の米澤議員のご質問にお答えいたします。

一点目の「有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する特別措置法案について国境の町の町長としてどのように受け止めているか」というご質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、この法案は、来年の4月制定を目標に今国会に議員立法で提出されると伺っておりますが、各離島の地域社会の維持でありますとか、国によります財政的な措置関連等の一步踏み込んだ法案であるというように受け止めております。以前にも申し上げ

たかと思いますが、離島には、国境離島あり、内海離島あり、それぞれの役割があります。離島振興法に基づき鋭意振興の施策に取り組んできたところでもあります。

本町におきましても、自分たちが住んで住みやすい環境、産業振興を図り、少しでも人口減少を抑えることが、国境離島としての役割を果たすことになるこのように考えております。引き続き、町といたしましての施策を展開していく上で、離島振興法または国境離島関係の特措法に基づき財政的支援等を国に対しまして要望してまいりたいとこのように考えております。

次に、二点目の「航路・航空路等に要する費用の低廉化実現にどう取り組んでいくのか」についてのご質問であります。私は町長就任以来、離島の振興には運賃の低廉化は必要不可欠であると考え、国に対して積極的に働きかけ、先の改正離島振興法にもその旨の規定が盛り込まれたことはご案内のとおりかと思っております。人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化につきましては、国の支援を要請しながら、事業者に対しましても、運賃低廉化の検討を更に進めていただきたく要請してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、三点目の「離島における再生可能なエネルギーについて」でございますが、本町の再生可能エネルギーの活用につきましては、ご案内のように「総合振興計画」にも掲げております。「循環型社会の形成」を目指して推進してまいりたいと思っております。本町がもつ、豊かな森林資源、現在 600 万立方メートルの木材蓄積がございます。この資源等の地域特性を活かし、里山の再生に重点を置き、地域の地場産業と連携いたしながら、新しい産業創出や雇用創出につながる再生可能エネルギーの導入を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、四点目の「自衛隊の駐屯問題について」でございますが、以前にも答弁させていただきましたが、自衛隊の配備や駐屯につきましては、本町はもとより隠岐 4 か町村全体で慎重に今後も取り組んでまいらなければならないと思っております。

しかしながら、現在のところ本町といたしまして自衛隊の誘致に関しまして、一定の方針をもっているわけではございません。今後の国の動向でありますとか社会情勢等を十分見極めながら、慎重に対応しなければならない重要な課題だと、このように理解をいたしております。必要に応じ、町民の皆様方のご意見を伺いながら、議会や関係自治体等とも十分に協議をいたしながら、もし検討があるとしても、これは一朝一夕にここで「ああする、こうする」ということにはならない、そういった問題であることを是非ご理解をいただきたいと思

います。よろしくお願いをいたします。

○12番（米澤壽重）

それでは、一点ほど再質問をいたします。

一点目の質問ですが「有人国境離島地域保全、地域社会維持特別措置法案」についてであります。この法案に関しましては平成23年第4回定例会、そして平成25年第4回定例会と2回にわたって町長の見解を求めたところであります。そのときの町長の答弁は、何れも「現行の離島振興法の中で、離島振興に取り組んでいく。」との見解を示されたところでありますが、実はこの法案に関しましては、私は今回の一般質問の通告を行った後に動きがありましたので、再度質問させていただきます。

一昨日の新聞報道によりますと、自民党は6月26日の「領土に関する特別委員会」などの合同会議で法案の要綱を了承したとのことであります。7月上旬にもこの法案を国会に提出し、今国会での成立を目指すとしています。皆さんご承知のように、今国会は9月27日までの95日間の延長が既に決定されています。したがって、この「有人国境離島地域保全、地域社会維持特別措置法案」は、今国会において制定される可能性が極めて濃厚となっております。

新法案の概要については、先ほども少し触れましたが違った視点から申し上げますと、インフラ整備の国庫負担を増額し、あらゆる産業振興策を通じて定住促進に努め、その財源として新たな地方債制度も創設するといわれております。

今本町が置かれている状況は、人口減少に一向に歯止めがかからない極めて深刻な実態となっておりまして、地域経済も衰退の一途をたどっております。まさに活性化の兆しが見えない状況が続いているところでございます。今、まさに、この新法をてこにして島の活性化を図る、国境離島としての役割を担うべきであると考えておりますが、先ほどの町長の答弁は、離島振興法、あるいは国境離島関係の特措法、これは私が申し上げた新法のことではないかと思っておりますが、これに基づきまして財政的措置等を国に対して要望するとのことでありますが、それでは具体的にどのような形で新法を活用し、地域振興を進めていくのか町長のお考えを今一度お聞きしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○番外（町長 松田和久）

米澤議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

先般の新聞にもそのように出ておりました。そして、今月末に閣議決定をされて来年施行という方向で今調整がされようとしている。その新型構成も今考えられている。これは従来

の補助金で賄われない部分を、それで賄っていくというようなこともいわれているのではないかと考えております。

何れにいたしましても、「改正離島振興法」はできましたが、それがまだできたばかりで“魂”が入ってません。これから、それに対してどうしていくかということ、離島振興協議会の方は国会に向けて要望していくということになっているところであります。

今、現在、離島振興法参加団体が143から142に変わります。1つが橋が架かって離島でなくなっておりますが、この頃の新聞によりますと四国で1つ、小さな高松の沖の方の島ですが離島振興法参加になるということですから、また143になるかと考えておりますが、何れにいたしましても私は、「離島振興法」が昭和28年7月に制定をされまして10月から実施になったわけですが、この「国境離島振興法」じゃなくて「離島振興法」の中で国境離島もあれば外海離島もあれば、内海離島もある、一部離島もある。何れの離島も運賃低廉化という問題は、全国離島に共有しております。

ですから、国境離島だけがどうこうでなく、全国離島で、国境離島はどうするか、外海離島はどうするかという議論を進めれば。それが何かガタガタと分散する形になるとすれば、それは本当に良いことだろうかというように私は思っておりましたので、先般は「離島振興法」の中で対応していくべきだということをお話申し上げましたが、「国境離島振興法」がどうもできるということになって、これもこれからですがおそらくその中には、新たな交付税措置も考えられると思いますが、私はやはり、国境離島である隠岐の島という地域が賑わっていくということが、国防上の大きな抑止力になるとすれば、そういった補助金や交付税も大事ですがやはり人が集まるような施策に対する支援を充実してもらいたい、というように考えて、今後はどのような形の具体策が出てくるか分かりませんが、そういった意味で要望してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○12番（米澤壽重）

終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、米澤壽重議員の一般質問を終わります。

ただ今より、13時30分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時53分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 13時30分)

一般質問を続けます。

次に、10番：石田茂春 議員

○10番(石田茂春)

「隠岐汽船運賃の低廉化について」質問いたします。

合併して10年が過ぎ隠岐の島町も大きく変化してまいりました。人口も14,930人、27年5月現在です。65才以上の方が5,570人になりました。わが町も高齢者率が37.3パーセントとなり高齢者時代に突入いたしました。松田町政も11年目を迎えております。その間大きな事業を行ってまいりました。安心・安全の“まちづくり”のため、念願であった隠岐病院の新築、隠岐消防の新築移転、また観光を基軸にした“まちづくり”では、新空港の完成とともにジェット機の就航、ホテルニューかじたにの購入改築、株式会社あいらんの経営再建のため大手企業の再委託等、さまざまな事業展開をしてまいりました。直接関係のある町民は大いに期待し、また雇用の場所もできたことも事実であります。しかしその一方では多額のお金も投入いたしました。

町長は、23年3月施政方針で離島航路が本土の交通機関と同程度の負担で利用できるような支援制度の確立に取り組む、と表明しているため機会あるごとに国・県に隠岐汽船の運賃を鉄道並にと要望してまいりました。国・県当局は、話は聞いてくれますが一向に進展がございません。

この問題は、隠岐島4か町村が足並みをそろえて行うべきと考えますが、しかし各自治体ともいろいろな事情もあり、また考えもあると思います。国・県が支援しなければ隠岐の島町自身で運賃を鉄道並にするべきである、町民である証明書を持っていれば鉄道並の運賃になる、これこそが住んで良かった夢のもてる“まちづくり”である、町民はいつかいつかと首を長くして待っております。町長、よく思い出してください、この問題は3年前の公約でありますよ。

そこで私なりに試算をしてみますと、平成26年度隠岐汽船を利用した島民は、161,826人、これは隠岐島4か町村です。船別の比率でいきますとフェリーの利用者が120,750人、約75パーセント、高速船利用者が40,250人、約25パーセントであります。隠岐本土間のフェリー運賃はご承知のとおり3,240円、高速船6,170円、金額に直してみますと約6億4,000万円、距離から考えて見ると隠岐本土間が約80キロ、鉄道に置き換えてみますと松江、仁摩町、大田ですね、あそこまでが約77.8キロ、金額が1,320円、特急料金が750円です。昨年度隠

岐汽船を利用した人数で計算してみますと、約3億3,300万円、これは特急料金を含みます。差が3億700万円であります。

隠岐島全体の人口は20,898人、ちなみに申しますと隠岐の島町が14,930人、西ノ島町が2,937人、海士町が2,346人、知夫村が601人であります。人口比率で計算してみますと7対3の割合で、我が隠岐の島町民が利用しております。ここで運賃の30パーセントを隠岐の島町が負担すれば、年間約1億3,400万円が必要です。

ちなみに、実際この16万人の中には西郷島前間も含まれておりますので、もう少し安くなると思います。1億円前後だと思っております。是非、来年度から実施すべきと考えますが町長の考えを伺いたい。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の石田議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

「隠岐汽船運賃の低廉化について来年度から実施したらどうか」というご質問でございます。

先程、米澤議員のご質問にも答弁させていただきましたが、議員ご承知のとおり、私は以前から離島の振興には運賃の低廉化は必要不可欠で避けてはおれない、このように考え就任以来、県に対しても国に対しても積極的に働きかけ、改正離島振興法にもその旨の規定が第一条に盛り込まれたことはご案内のとおりかと存じます。

人の往来、また物資の流通に要する費用の低廉化につきましては、国の支援を要請をいたしながらも、事業者、隠岐汽船に対しましても、運賃低廉化の検討を更に進めていただきたく要請してまいりたいとこのように考えております。

議員仰せの町民割引でありますとか、いろいろな方法もあるかとは思いますが、まずは事業主体、事業主におきましてどのような対応が可能なのか検討してもらわないといけないかなと考えております。また、交流人口拡大の観点からも我々町民だけでなく、観光客そういった全ての利用者における運賃低廉化を最終的には考えていかななくてはならないと考えているところでございます。

議員仰せの来年から割引分を補てんするというのを今決定しているわけではありませんが、これから調査もしていかなければまずいだろうとこのように考えております。それぞれの法律に基づきまして、国の財政措置と踏まえながら、これは前向きに検討して早く実現できるように頑張りたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○10番（石田茂春）

いい答弁でありましたが、一点ほど再質問いたします。

先ほど答弁で、町長は事業主でできる対策、可能なものは何かということで検討しますと言っておりますが、25年度企業努力によって隠岐汽船は黒字を出しています。そして配当もしました。

しかし、よく考えてみてください。フェリー1隻と高速船は広域連合の船でしょう。これを隠岐汽船は貸与しているのです。株主に配当するのは分かります。しかし、もうちょっと町民に還元すべきではなかったですか、大株主として、違いますかね。

運賃の低廉化ですが、何年経ってもこれは実現しておりません。上る分でも下がりはありません。町長は就任したときからこれを言っているのです。今やらなければ誰がやるのですか、町長の任期もあと一年でしょう。松田町長の時代に「隠岐汽船の低廉化をやった」と言えば、名が残りますよ。是非、町長やるべきと思いますが、本音でいきましょうや、本音で、ということで再度質問いたします。

○番外（町長 松田和久）

石田議員の再質問にお答えをいたします。

実は今日、細田事務所から書類が届きました。これは先週金曜日26日に、内閣の部会あるいは国防部会、水産部会、あるいは国土交通部会、領土に関する特命部会、それから離島振興特別委員会の合同会議が開かれております。これは、例の特措法の関係の関係法令の中味がこれでいいのかどうかという検討が具体的に進められている、その物が入ってます。

昼休みに見たのですが、「我が国の領海排他的経済水域保全に関する活動拠点である有人国境離島の保全、特定有人離島地域にかかる地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、以って我が国の領海排他的経済水域の保全に寄与する。」という内容でありまして、さらっと目を通しますと、まず国の行政機関の必要があれば設置はすると。

要するに、国境離島には国の機関も必要だ、そのための用地も必要があれば買収してでも国の機関を設置するということが書いてあります。それから、公安漁港の整備が必要になってくるだろうというようなこと、それから財政の措置として特定有人国境離島地域にかかる地域社会の維持に関する施策の実施に併せて必要な財源の措置をするんだと、もう一つ、今おっしゃった航路、航空路の運賃低廉化もやるべきだということがありますし、それから離島地域というのは水産が基盤のところが多いです。その漁業経営の安定的な経営確保を図るための支援も必要だ、というようにこれに謳われていて審議されております。これは議員立法で出されるはずでございます。ということで、関係団体が一緒になって議論をして、そ

ういう方向で今話しが進められつつあるということの報告が届きました。

低廉化問題であります、今ご指摘のように町がフェリーについてはもう無料で貸しているし、高速艇については指定管理で出しているということですので、これについては広域連合の方で。

隠岐の島町だけでも、町民であるという証明書を発行してそれを持って行けば、隠岐汽船がそれをまければ隠岐の島町だけでもできますし、今の改正離島振興法、今年からいくらかは支援するということですが、それも具体的にどこにどれだけという形は出ておりませんが、こういった法律ができてくるとすれば、もうぼつぼつ方向が出されるべきだと。その前に、佐渡と違ってここは4か町村でやっていますから、隠岐の島町だけで一人やるというわけにはいかないこともありますので、広域連合として島前地域と連携して、「低廉化をもうやるべきではないか。」という問題提起はもうしてあります。今、島前の方の各町村にも検討をするようにということです。

この議会が終わりますと5日、6日、佐渡が直江津と佐渡の間に高速フェリーを就航させました。フェリー「しらしま」の次のこともありますので、それが本当にいいのかどうかも含めて会長以下幹部と広域連合と我々で視察をします。その視察に併せて3か月の間と聞いておりますが、試験的に低廉化も考えておられるようですので、そのあたりも調査をして帰りながら、この低廉化対策どうしたらいいかということ具体的に広域連合としても、隠岐汽船と話し合いをしていくということに、検討を進めておりますことを申し添えて回答にしたいと思います。よろしくお願ひします。

○10番（石田茂春）

再々質問を行います。

今、町長は問題提起をしていると言いますが、一向に話が進まないと思うのですよ。何れは進むと思うのですが、今まで要望書ですか本土の寄港地問題、それも開かれておるかも知れませんが、開かれたという話は聞いておりません。この、「低廉化」は何年とずっときているのです。ここへきて提起して、来年、再来年になるかといったらなかなか前に進まないと思うのです。それなら、先駆けて隠岐の島町は来年からやると、そうしますと他の町村も「やはりそうか、隠岐の島町に足並みをそろえる。」と、国も隠岐の島町に対して考えを変えてくるのではないかと思いますよ、1億前後ですけどね。

いろいろお金を使ってきました、本当に町民のためといたら“ここ”なんです。お金はやはり平等に使わないといけないと思いますよ、税金を。是非、再度、心強い本音でひとつ

答弁願います。

○番外（町長 松田和久）

石田議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。確におっしゃることは分かりますが、しかし隠岐汽船は島後だけの船ではありません。昨日も実は総会がありまして、島前の方はフェリーが2隻になるのではないかと、そうなるといういろいろ支障がある。隠岐汽船も非常に厳しい運営を強いられています。観光客も少ないし。

隠岐汽船といたしましても、私も役員をさせてもらっておりますが、やはり公共交通機関を担って守ってきたんだという自負もあります。ですから、隠岐汽船さえ儲ければいい、自立できればそれで良いというならいろいろな方法があると思えますが、そうとばかりもいっておれない問題もあります。私が役員をしてなければいいですが役員をしておりますので、先ずは島前・島後の足並みをそろえてからやるべきではないかということで、島前地区に話をもちかけてもらっておりますが、これも隠岐の島町から話があったという、またいろいろとあるものですから、広域連合として出してみ、そしてまた時期尚早だと。

あの「寄港地一元化問題」も新聞によると、松田が境が良いと言いながら今度は一転、七類だと。私は一転、七類なんか言ったこともない。ああゆう新聞の書き方をしておりますが、この問題についても島前からは、最終的に時期尚早だということになりまして、では隠岐の島町だけでもパブリックコメントをとって一体住民の皆さんは本当にどう思っているのか調査してみようということで、広域連合の方で今調査をやろうとしておりますし、この低廉化問題についても、おっしゃるように島前がどうあってもだめだと言うなら、もうぼつぼつ隠岐汽船と相談しながら、例えば身分証明書を発行してやれば隠岐の島町の人が、誰が乗ったか分かる、往復割引の分でできる、だからできる方法を考えてやることも前向きに考えなければならん。そういったこともありまして、この議会が終れば直ぐに隠岐汽船と一緒に向こうに行くと、ただ高速船だけでなしに低廉化問題についても調査をして帰る。それを受けて、どうするかを前向きに検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、石田茂春議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、一点目の「買い物弱者対策について」です。その1項目、買い物弱者対策として移動販

売車方式を全島網羅的に講ずるべきではないかという点についてです。

島の北西側半分には500メートル以内に商店がなく移動販売車も来ない無店舗地区が十数箇所もあります。遠くの商店まで自力で通いづらい人々の日常生活を支える対策を講ずるべきではないかという点です。買物弱者対策を全島網羅的に講じて、誰にも最低限の生活物資を供給できるように行政支援をなすべきではないかと思います。

近年ますます西郷地区の郊外型大型店舗へ人々は集中しております。本土並みの購買機会に接することができて利便性は高まっております。一面では社会の進化といえるとは思いますが、ただ、反面では車の運転ができない、自転車でも遠い、歩いて行けない、公共交通バスの乗り継ぎでは一日がかりになってしまう等の無店舗地区の買い物不便者、弱者を不便者と言い直しますけれども、不便者と称される人々にとっては日常生活がまさに脅かされ、500メートル以内に日用雑貨の商店がなくなったことの不便な社会の増進にしか映らないことだろうと私は思います。

買い物弱者対策は、島の南東側半分で長く続けられてきました。地域住民から支持もされているようです。移動販売車を全島の、網羅的に無店舗地区に巡回させるような対策を講ずるべきではないでしょうか。

2項目です。巡回拠点を増やすには、県・町からの補助金支援がないと採算がとれない食品移動販売業者への事業拡大支援策を充実させてやるべきではないかという点についてです。

移動拠点を増加させるときには、収穫率逡減の法則があつて単純に既存の業者が事業を拡大できるものでもありません。遠距離移動で車輛整備費・燃料費・人件費などの増加等で次第に経済効率が低下していくはずでございます。

無店舗地区解消のための移動販売モデル事業が、平成26年10月から平成27年3月までの6か月間、県の助成で実施されました。卯敷・飯美・都万目・上元屋・津戸の5地区を対象にして、県から6か月間の経費増加部分の補填として65万円の助成を受けての実施でございました。これについて町からの支援は皆無だったそうです。4月からは県の助成が終了して町からは、1か月8,000円、年間10万円までしか助成できない規定だということで業者はやむなく事業継続は不可能だとして町に断念を伝えたようです。県からの65万円でさえ極力抑えた経費の増加部分を補えるものではなかったそうです。都万地区で新規開業を検討した人もいらっしゃいましたが、初期投資の大きさに驚き事業開始を断念したそうでもございます。対象となった地区の利用実績も良く無店舗地区の住民は継続を望んでいるそうです。4月からは県と町が負担し合いながら追加の5地区でも一応の継続はしているそうですが、これまでのところでは、県

の助成ばかりを頼って町は自腹を切った支援措置を何もしてこなかったというところに問題があるのではないかと、町の姿勢が問われるのではないかと思います。

無店舗地区になったにせよ、自由経済社会だからにせよ、島一円で買い物弱者の方々も最低限のライフラインが保障されて然るべきだと思います。誰もが安心して暮らせるようにするその方法は移動販売車方式しか現実的には残されていないのではないのでしょうか。

それには、県・町からの補助金支援がないと採算が取れないという移動販売業者の経営が成り立つような事業拡大支援制度の確立が不可欠となろうかと思います。

県の制度を取り込みながらの町の主体的な取組みが重要でございますが、どのようなお考えでしょうか、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

前田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、分割質問一点目は「買い物弱者対策について」でございますが、この買い物弱者対策の基本的な考え方につきましては、午前中の一般質問で西尾議員からいただきまして答弁をさせていただいております。そのとおりでございます。

議員仰せのように、この3月まで実施をしていました移動販売モデル事業の評価分析結果を踏まえ、県や商工会の各種制度も活用しながら、町といたしましても本町の現状でありますとか地域特性に合った支援制度を検討し、民間事業者との連携協力によりまして実施をしてまいりたいというように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

町が全く支援をしていないということですが、町も支援をいたしておりますし、27年度につきましても予算を計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○5番（前田芳樹）

再質問はしないように思っておりましたが、西尾議員の答弁のとおりでございますということですので、少し分かりづらいところがありました。

また、私は移動販売車方式による無店舗地区の解消のための方向です。これを町がやるのか、やらないのかという点について質問していたのですが、西尾議員はコミュニティバスを利用してとの話でしたね。少し質問の似て非なるものがありますよね。ですので、少し伺いたい。

まず1つ目、この移動販売車方式によって全島的に無店舗地区を網羅的に対策を講ずるべきではないかと聞いておりましたのでその点について。近い将来には全島をカバーするような

対策を町が講ずる考えがあるのか、ないのかという点についてお伺いしたい。そしてもう一点、支援制度を検討して民間事業者との連携協力によって実施していくという考え方でしたが、複数の業者からは県の補助金がなくなったら終わり、町の独自負担によることはしてくれていないと、しっかり支援をしてくれるように言ってほしいというような声を聞きますので、現実的に民間の移動販売業者たちに頼らざるを得ない状況だと思われまますので、この業者たちが事業拡大する際の支援制度を早急に確立することが、必然的に求められるだろうと感じますので、いつ頃に、いつ頃まで検討して実施できるのでしょうかという点、この二点についてお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

前田議員の再質問にお答えをいたしますが、実は西尾議員に言ったとおりですというのは、西尾議員さんのときにもお話をいたしました。分かっていたかと思っていたのですが、今は、島の東側は1者がやっているのです。それに対しても14地区だったか支援をしているのです町として。町は独自に支援をしてないと、支援はしているのです。東側も網羅するために200万円の2分の1とか、限度額200万円の2分の1補助しますと予算を組ませてもらっておりますし、燃料費、車検費用とか修理代、定額で町の支援もするように新年度予算で挙げてあるのです。ですから、町としても独自で支援をしておりますし、それから西尾議員さんのおっしゃったことも分かるのですが、うちの方は既に都万と五箇をやる方向で今検討に入っているものですから、いわゆる路線バスをという話だったけれども全島を移動車でやれということについては、それは検討しているという答弁をさせてもらったものですからご理解をいただいているものと思っておりましたが、改めて申し上げますと、この西側についてもすでに検討に入っておりますので、今議員がおっしゃるような方向で、やる方向で検討する。それに対しては、車を整備しないといけないお金についても200万円を上限で2分の1を補助しましょうということですし、それ以外の経費についても町として独自に支援しますということで、今話を進めているということですのでご理解いただきたいと思います。

いつ頃までに検討するかということにつきましては、もう予算を組んでおりますので早い期間に検討をして、手を挙げてもらう人がいればやりたいと。それがもしどうしても仕事ができないと言ったときに、もう移動販売車を町が購入して指定管理に出すことも含めて検討しなければいけません、そのときには今の西尾議員のおっしゃったような方法も入れて検討していけばいいということで、今のところはやる方がいるかどうか分かりませんが、誰か手を挙げてほしい。うちが支援してやりましょうということで今進めております。それは新

年度予算に計上しておりますから、早い機会に方向を出して年度の後半からでもやりたいと、このように考えております。

○5番（前田芳樹）

事業実施は年度後半にという話が聞きましたから、そのような具体的な答弁が聞きたかったわけです。

次の質問にまいります。二点目の「隠岐島油槽所の油送技術移転について」です。島内人員に油送技術を指導供与して外注先は撤退するとの約束であったはずですが、その油送技術移転はどのような段階にあって、いつ約束が履行されるのかという点について伺います。

町営の油槽所開設時には、油送作業は危険で専門的な技術と知識が必要だから当面は外部委託をし、島内人員に油送技術を指導供与してもらい、島内人員の技術習得が完了した段階で外注先は撤退するという当初の約束であったはずですが、その油送技術移転は現在どのようなレベルにあって、約束はいつになったら履行されるのか、ということについて伺いたい。

株式会社あいらんどへの現在の指定管理が満了するときに移転をするとしているようでしたが、少しでも早期に移転はするべきで、いつまで外部委託をしているのかという石油販売業者達の声もありますので、確実なところはいつになるのでしょうか。

また、島内の油供給価格の低廉化を図るためにも供給コストの削減は必要でありますので、この輸送技術移転は、なるべく早くなされるべきではないでしょうか。

2項目、株式会社あいらんどの経営再建を図る目的での油送業務の委託でございましたが、もっと委託効果を上げさせるべきではないかという点についてでございます。

その経営再建を図る目的で、株式会社あいらんどに相当の利益が見込める油送業務を委託した当初の話でしたが、想定していたほどの利益供与ができていません。高くついている油送業務の技術移転で外部委託を解消しなければ収益改善は見込めそうにないと思います。両面で町民の間接負担の上に成り立っている事柄だと思います。安価な島内人材を養成して収益改善に努めて、もっと委託効果を上げさせるべきではないかと思っておりますので、これらについて、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「隠岐島油槽所の油送技術移転について」のご質問でございましたが、議員ご承知のとおり、平成20年6月混油事故が発生いたしましてから、これはどうしても町で

ということで再整備をさせていただき、平成23年度から本町の施設として開設以来、株式会社あいらんどが指定管理者として管理運営してまいりました。

議員ご指摘は、タンク管理及び配送業務関係の外注をいつになったら自主運営できるかとのことですが、現在のところ見通しは立っていないのが現状でございます。

油槽所は、本町に限らず隠岐全域にとりまして重要な施設であり、安心・安全で安定供給することにおいて慎重に取り扱っているところでございます。現在、ご案内のように配送関連の業務等は株式会社ニヤクコーポレーションにより行っておりますが、従事している職員は地元雇用でまかなわれているところでございますし、雇用の場にもなっているかと思いません。自主運営を考えながらも安定供給が第一でございます。今暫く見守っていただきたいと考えます。

また、二点目の指定管理者でございますが「株式会社あいらんどについての収益改善が見込めてない」とのことですが、もともと油槽所における収益において、あいらんどの経営改善をするということで、あいらんどと指定管理したことは全くありません。油槽所の収益分は、今後の設備更新等における維持経費分として基金積立をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○5番（前田芳樹）

少し再質問をさせていただきます。

まず一点目、3月定例議会のときの「総括質疑」の中、現在の指定管理期間が満了するときぐらいには外注解消できるというような話があったように思いますが、現段階では見込みも立っておらず具体的な取組みもしていないということですか。当初の約束とはちょっと違うように私は思いますが。

もう一点、従事している職員は地元雇用されているからおっしゃられますが、これが全員地元雇用ではないでしょう。関係者に聞けば、危険物の乙種4を持っていれば作業できると言っておりますから、もうそんなに難しい段階にはなかろうかと思うのですよ。その気にさえなれば移転して、ここから上る利益を島外に流失させることなく島内に留保できるようなことにもっていけるはずなんですよ、と同時に、少なくともあいらんどの経営にも影響してくるはずだと思うのですが。全くあいらんどの経営再建に効果が期待できるものではないとおっしゃるけど、それは違うと思いますよ。ではなんで、あいらんどに委託したんですかということにもなりますから。

何れも、全員地元雇用して、そしてあがる利益を島外流失させない島内留保させる、そう

いう段階に早くもっていかせるべきだと私は感じます。この二点についてお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

どうして、あいらんどに指定管理したかということですが、ちょっと議員さんの見解と私
の見解は全く違っておりまして、もともとこういった事項、あれはガソリンに灯油が混入し
たからいいとはいいませんが、不幸中の幸いだったと思います。あれがもし、灯油にガソリ
ンが混入されていて施設から各家庭に配られていたら、例えば灯油風呂、点火と同時に大爆
発になっていた、大変なことになる。あれが逆にガソリンの中に入っていたために、千数百
台の車がノッキングをして、全部ばらして掃除をしなければならなかった。でもそういった
爆発事故までには発展しなかったのです。でも多額の費用がかかったために訴訟まで発展し
たと。そういうような事故はもう二度とあってはいけないと、そこで全国でやったことがな
いというけれども、私はこの経産省エネ庁に行って、町でやりたいということでやりました。
何故、あいらんどかという、あいらんど以外には、第3セクターはなかったの、県は隠
岐振興でやるべきだということを主張しましたが、しかし、島前にも協力はしていきましょ
うと、島前はドラム缶輸送でした。

そして、エネ庁と話をして島前3島にも地下タンクを造ってドラム缶輸送をやめて、隠岐か
ら輸送することの協力はしますということで改善をして運んでいるのです。ただ、島前と島
後で一緒になって作った7か町村時代はいいとしても、4か町村で何かというと島前の思うよ
うにならなかつたら否決されるようなそういう会社に任せることは、町がつくって島前の言
うことを聞かなかつたら運営ができないようなことでは困ると、そこで私はあいらんどをお
願いしたと、あいらんどの経営を良くするためとか、あいらんどにはこのお金に色はついて
いないが、このお金は一切介入できん、まったく別で管理してほしいということのお願いを
してやったのです。ところがそういかなかった点がありますが、それは我々の思うことでは
ありませんでした。

そして、あのときには5年間、ニヤクコーポレーションに力を借りて、その間に技術移転を
して、おっしゃるように技術者はこっちの人を使っても、ニヤクコーポレーションがやって
いる限りは多額のお金を取られるでしょ。だから隠岐でということを考えてのですが、私の
思うようなかたちにはどうも進められんという判断を町執行部はいたしましたので、それで
やむなく今になっているということです。

ですから、3月のときにはそういう思いがあつて隠岐振興は、今度は島前・島後はやめたで
しょ。島前をやめて残したのは、これがもし残されて我々の思うような形でやるとすれば、

あそこでやってニヤクコーポレーションに手を引いてもらっていいと思ったから、そういう提案をするためにあえてあのときに一緒に解散をせずに、隠岐振興という会社を残したわけですよ。ところが、それがこのままではなかなかうまくいかないということで、断念せざるを得ないと判断をいたしましたので、株式会社隠岐振興は解散をするということにさせてもらった。その時点で、今少し方向が変わったために、この技術移転がうまくいってないし、当分の間はニヤクコーポレーションに引き続き対応してもらわざるを得ない、という判断をしたということでございます。そういうことで、ちょっと思いがまったく違う。私は嘘をついているはずはないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地元雇用については、ニヤクコーポレーションにも話をしまして、所長さんは外部から来ておりますが、あとの職員は隠岐の島で雇用してくださいということで、隠岐の島の人雇用されていると理解しております。

○5番（前田芳樹）

一つ問えば十が返って来る。素晴らしい説明を聞きました。

その中で、当初5年という約束があったわけでしょう。ですので、ここにきて方向性が変わったと。ニヤクコーポレーションがやはり責任者は1人来てもらわないといけないという状況によって、ここにきて方向は変わったという話ですよ。けれども、当初5年の予定を立てて事業開始したことでありますから、なるべく早くこれは責任者を地元で養成して、ニヤクには早く撤退してもらっていく方向を堅持してもらいたいと思うのですが、今後どうでしょうか。

○番外（町長松田和久）

残念ですが、執行部からの説明不足なのか、議会では私の思いは達することができないと判断いたしましたのでやめました。5年間で技術移転をさせたいという思いで一旦はあいらんどを残したつもりでしたが、そのときに何故残したかということで説明をしたつもりですが、それが思うように伝わらず皆さん方のご理解を得られなかったということで、これ以上、隠岐振興を残すことは難しいと私自身が最終的に判断いたしました。その技術移転が我々の思うような形で進まないということで5年間は過ぎましたが、引き続きニヤクコーポレーションに当座お願いするしかないということで、お願いしておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（高宮陽一）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

通告にしたがって、「第三セクターの整理について」質問をしたいと思います。

1つは「あいらんど」の問題、もう1つが「ふせの里」の問題であります。

まず、あいらんどの問題の前に全般的な問題に触れていきたいと思えます。

隠岐の島町は、合併後10年を経過し11年目に入っています。平成20年に建てられた総合振興計画の事業実施計画書の中の事業を進め、実施主体となるべき存在が第三セクターであり、それが隠岐振興、あいらんど、ふせの里等であります。

これらの事業の中で、この計画書の中で盛り込まれている教育環境づくり、観光交流のまちづくり、産業おこし、生活環境づくり、自然環境づくりなどほとんど全ての事業に関わるような仕事をしているのが第三セクターであります。

そういう事業に取り組んでいく組織としても、これから考えていかなければなりませんし、それらの組織の現状分析をし、それをどうするのか早急に判断しなければならないのが、今の時点の問題であります。

始めに、株式会社あいらんどについて質問いたします。25年2月、運営施設、観光宿泊施設ということですが、この業務を共立メンテナンスに再委託し、これは業務委託といわれております。経営改善を目的に経営支援交付金2,000万円を補助することになりました。

そして、4月には議会全員協議会で施設運営改善計画書が示されました。そこには25年度は指定管理料をなくし、経常利益はマイナス540万円、2年目以降は20万円の黒字という計画でありました。現実には25年度は約3,200万円、26年度は3,800万円くらいの赤字となってしまいました。2,000万円を補助した上でこの状態であります。さらに補助してこの会社を存続させる考えなのか。それともここで整理する英断を下すべきときと考えるが、町長はどういう考えなのかお聞かせください。

ふせの里について、3月の議会中に所管課の布施支所長から示された27年度町有林管理委託費算出表の中の数字に疑問があったので問いただしたところ差し替えられました。事業計画、予算をもとに算出表はつくられ、内容は毎年、全部が同じということではありませんが、ほとんど同じであるので間違いは考えられません。なのに差し替えが行われたということです。さらに委員の質問に所管課が全く返答できないので、一旦持ち帰るということになりました。

6月8日の常任委員会では株主総会に提出される26年度決算書、27年度事業計画が示されましたが、内容について説明を求めても解答は得られませんでした。所管課がふせの里の状況

を全く把握できていない。きつい表現になりますが、野放し状態と見なされても仕方ありません。

そこで独自に調査するしかありませんでしたので、布施地区、林業関係者に取材したところ次のような状況でした。

補助事業の中の更新伐、モザイク誘導型というのですが、事業は山林所有者、個人、町などに580万円の補助が出ます。実施業者は事業経費が事業収入をオーバーした場合に限って、これを控除し残りを所有者に戻さなければいけません。山林所有者に補助事業の内容を全く説明しておらず山林所有者への補助金すべて取り込んでいるというのが実状です。山林所有者に戻している、還元している事業者もありますから、ふせの里ではこれから、普通では山林所有者を説得できず、この事業を続けることができなくなります。

25年度の営業報告書では作業員は延4,000人を超えるものとなっています。大ざっぱに計算しても17人以上の作業員を抱えていることとなります。これでは人件費がかさみ、営業利益を望むべくもありません。労災事故が多いということもたくさんの人から聞きました。そして、山林所有者の了解を得ないで事業を進めた例が何件もあり、トラブルを抱えているというお話も伺いました。

このような、ふせの里を今の形で残すことは考えられません。何らかの組織の抜本改革が必要ではないでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の齋藤幸廣議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「株式会社あいらんどは解散、清算すべき」とのご質問についてでお答えいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、あいらんどは、本町内の観光宿泊施設等の苦しい経営状況を改善すべく、平成25年4月に役員を刷新し、同年7月からは「株式会社共立メンテナンス」へ業務委託を実施いたしまして、取組んできたところでございます。

しかしながら、現実的には業績の改善が図れず、結果的には大変厳しい状況にあり、昨年度も赤字決算となったところであります。

経営改善に取り組む中で、過去の労務体質の改善を図り、法令に遵守した人事管理を徹底することができたかと思っておりますが、その一方で、削減を図らなければならない人件費等の販売管理費の減額が見られず、収入面で伸ばさなければならない宿泊でありますとか飲食等の売り上げは伸びない状況でございまして、その結果が経営の悪化につながってきている

ものであるかと思えます。

今年度に入りまして、本町への入り込み客は少し増加傾向にあります。当該施設についても好調に集客している状況にはございますが、夏から冬を見通すとまだまだ安定経営は見込めない厳しい状況でありまして、現施設の整理、会社の廃業も含めた早急な検討をする必要が生じています。両面で検討をさせていただきたいと考えております。

二点目の「株式会社ふせの里は組織の抜本的見直しが必要」とのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、ふせの里の事業は、森林施業の受託・請負が主な事業でございます。特に町有林の人工林約800ヘクタールの造林公共事業、一般管理業務を行っているところでございます。また、私有林につきましても依頼があれば、造林育林事業を実施してまいったところであります。

ふせの里におきましては、単年度黒字決算が続いております。現段階では、組織の見直しをする考えは今のところございませんが、しかし先ほどのような払うべき補助金が払われなとか、そういう問題が具体にあるとするならば問題でありますので、運営方針でありますとか作業効率の問題、取締役員とそのあたりを十分に検証し相談をしながら、進めて改善を図っていかねばならないと思っております。

更新伐事業につきましては、議員ご承知のとおり大変有利な補助事業でございます。ふせの里におきましては、搬出の困難な条件の悪い箇所につきまして実施しておりますため、経費がかさんでいることも事実であります。また山林所有者への説明・協議は、そういったことも反省いたしまして十分協議を進めさせていただきたいと思えます。

作業員の人件費につきましては、雇用の面から考えますと十分役割を果たしているとは考えますが、将来におきましては、効率的な機械の導入など、議員仰せのとおり取組んでまいらなければならないと考えておりますし、また先般、骨折等の労災事故もございました。山林所有者とのトラブルにつきましてもこのようなことがないように、指導・強化してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今の町長の答弁を聞いていて、こういう状況の中で危機感が全くないと感じました。私はあいらんの株主総会が昨日ありましたので、その事業報告、決算報告がやっと手に入ったのですが、このあいらんどがどういう状況にあったのか、隠岐の島町執行部サイドは今の時点よりも少し前までに、本当のところは分かっていたのではないかとこのことをまず。

先ほども、油槽所の話の中で隠岐振興の話が出たのですが、その隠岐振興をどうするかと

いうのを検討した内容、そしてどうするかという方針を出した文書の中にあいらんの経営状況に触れている部分がある。今年の3月の段階。その中の文章ですが「株式会社あいらんどにおいては、平成26年度においても経営改善ができず、長期借入金の返済はもとより新たに生じた立替金の返済も大きな課題として残ったままであり、隠岐油槽所の指定管理は移管できない状況にある。」と、このために、あいらんどから他に移管することはできないと言っているのです。

これは質問からちょっと外れるのですが、先ほど町長が同僚議員に言われたことの中で、少し矛盾するのではないかということが感じられますが、今日はそれは触れないということにしておきます。

今年の3月の段階ですでに、あいらんの状況が厳しいというのが分かっていた、もっと厳しく言うと、25年度の決算書を見ても分かっていたはずなのです。

そういうことを分かっているながら、小手先の対策で先延ばしにする、課題の解決を先延ばしにする、というのが今の隠岐の島町の何か象徴するようなことになってしまっているというふうに私は感じてしかたがないのですが。やはり、これは一つの危機管理の問題だと思います。

そういう問題が出たときに素早くそれに対処するという方向でいかなければならないと私は考えておりますけども、そこらの町長の考え方、これをどういうふうにとらまえているのかということと、昨日の株主総会で提示された分についても、もうはっきりと。通告の段階では3,800万と人に聞いた話で通告したのですが、そこにはっきり出ています。これについて、本当にあいらんどは、はっきり言ってもう破産状態ですよ。去年の段階でもそうだし、こういう破産状態にあるあいらんどはそのまま残している。このことに対して、もう一度、町長の考え方、本当にどうするのかという。早いことやらないとこれは、3,800万円の赤字が出て、これに対してこんなことで株主総会、普通だったら株主総会で諮ったら否決されますよ。民間の会社だったらこんなこと考えられないですけども、それに対しての危機感というのが足りない。本当に町長の腹を割ったご意見をお聞かせ願いたいと思います。

それと、ふせの里ですが、黒字決算だということが答弁の中にあったのですが、確かに帳簿上間違いありません。このモザイク事業というのは、森林所有者への補助金が500万円以上、1つの事業に対して。この500万円を事業費に補填することもできるというのが、この事業の“みそ”なんです。これを補填すれば事業者の経営にとっては非常に楽になる。しかし、先ほども触れましたが大ざっぱな計算でいきましたが、調べた結果ですが26年度に従

業員が常勤で18人、臨時で14人抱えているそうです。普通の林業事業者では考えられない従業員の数です。確かに、従業員の雇用の場を確保するという点については、このことだけを見れば貢献しているという判断はできますが、しかしこれだけの人を抱えて経営することは林業事業体においては考えられない。

今事業が終って2年間で植え付けをしなければならないわけですが、切ったところを。植え付けをしなければならないことにも補助は出ますが、伐倒搬出運搬などに有利な補助でないわけですが。そういう有利な補助でない、それが後に続いてくる。

ふせの里のモザイクの更新伐の面積事業というものの面積を年々増やしているのです。これは有利な補助金を使って、有利な補助制度の面積をどんどん増やしてやっていく、これは自転車操業なんです。あとのことを考えたら、最終的には破綻するんじゃないかと言いきりません。

それと今、山林所有者もいろいろな情報を得ているのです。この問題が森林組合でも問題になったのです、このモザイク事業。森林組合の総代会でもこの話題が出ております。いろんな山林所有者が待てよということになったら、ふせの里は事業を続けることはできませんよ、モザイク事業。そういうことも考えた上で、このふせの里を本当にどうするのかということ。これも喫緊の課題です。早急に決断しないとイケない問題だと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、「あいらんど」の件でございますが、どうしてもつなぎ基金がないとやっていけないということですので、皆さん方もご案内のように、この2,000万円は町としてはもう最後だと、大事な血税を赤字、赤字に補填しているわけにはいかないということを申し上げて、これが最後ですということを申し上げまして、私は2,000万を決断させていただきました。

今回、また大きな赤字を出しているということでありまして、昨日は広域連合の採用試験がありまして副町長に総会に出席してもらいましたが、議論の中ではこの赤字分は全額、税でもって町が責任を取って出すべきだ、という意見が株主からあったというようにも伺っておりますが、私の思いとはいささか違います。

私は、観光基軸とした“まちづくり”を進める上では、これ以上宿泊施設が減ってくるとエージェンツ客も受け付けられないということになってしまうということから、ぎりぎりのところで、あの「MIYABI」も買収させていただくことにいたしました。決してこれについて

も簡単な気持ちではありません。また同じようなことが繰り返されるのではという危機感がございましたが。いろいろと議員の中では買うべきだとか、町長と執行部の意見が違ふとか、いろいろ言われましたが、私はきちっとどなたが責任をもってやってくれる方ができるまでは、職員の給与カットまでしてやっているのにペンペン草が生えても買うというわけにはいかんということで、2年間検討した結果が、共立メンテナンスという会社が手を挙げられてもうこれ以上、宿泊施設は減らせられないというところで、「竹泉閣」の問題のときにはまだ良かったのですが、あれを買収させてもらったということです。

そういう中で今回、隠岐振興の問題、あいらんどの問題が出てまいりました。私はこのような赤字が出るなら、隠岐振興を残してでも油槽所の問題はやればいい、そしてあいらんどについては清算ということですが、清算すべき財産はこの会社にはないと思っておりますから、私は廃業を含めた検討をすべきだというように思っておりますが、思うようにいかない。これ以上、宿泊施設をなくしたらいけないという判断もあって、あいらんどを逆に残して、隠岐振興をやめるべきだというように最終的に私も断念せざるを得ないと思いましたが、結果としてこういうことになったとすれば、これは廃業を含めていかにあるべきか、そのあと、この施設をどうやって宿泊施設として継続させていくかということも見定めながら、そういった方向も視野に入れて私は検討を早くすべきだと考えております。

ふせの里については、実は私のところまで書類は届いておりませんが、確かに地域の雇用の場になっているとはいえ、そういった問題が所有者の間にあるとすれば、これは公有林の800ヘクタールぐらいだけでは、とてもじゃないが会社経営はできないということになれば、これは由々しき問題であります。

特に布施は森林の村として、強い要望の中であの会社がそのまま継続されたと思っておりますので、これについてもあるべき方向をきちんと説明をして、その上で会社存続ができるかできないかを改めて検討して、すべきことをせずに隠して、そして黒字だといわれてもそれはいかなものかと思っておりますので、これについても改めて両方の面から検討させて、そしてきちっとやるならやるで会社として成り立つ方法を再度検討して、可能かどうかを見定めいく中で検討進めていきたいとこのように考えております。よろしく願いいたします。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、早急にあいらんどについては廃止も考えて検討を進めるということでしたけども、今からでも遅いということはありませんけれども、本当は遅いのです、が今やるべきこととしてはそういう検討をすぐ始めていただきたいと思っております。

先ほど、株主総会での発言が出たと、多分そういう意見が出るでしょうし、この株主総会に提案された27年度予算案を見ると、驚くことにマイナス1,300万円の赤字で予算書が作られている。会社が株主総会に出す予算書で、赤字の予算書を組むということは経営努力を放棄しているということです。多分これについて、こういう状況だから「町に支援をお願いします。」という声も株主総会であがったと思うのですが、さっき言ったように、こんなこと民間の会社では全く考えられません。こんなことをやったら株主総会はおとりません。

そういうことをやっているような取締役会、今、当事者能力がないといっても過言でないと思います。本当にどうするのかというのを、早急に取り組んでいただきたいと思います。一言ございましたら、心境をお聞かせ願います。

○番外（町長 松田和久）

再々質問にお答えをいたしますが、私はこのお話を聞いたときに、宿泊施設の問題はまた他に委ねて確保する分でも、もうこれ以上は町としても大事な血税を費やすべきではないという判断をいたしまして、内部では話をしておりましたが、しかしこの油槽所を切り離すといっぺんで倒産してしまう、だからそういうわけにはいかない。「だから隠岐振興を切ってもこれを残すと」という判断をいたしましたので、隠岐振興をなくすことで今進めておりました、そうこうしているうちに今度はこれだけの大きな赤字があるということが分かって、ではこれについてもいかにあるべきかということも改めて検討せざるを得なくなったと思っておりますので、私は前期また赤字になるというのは聞いておりましたので、これも早く整理をしてしまうべきだと、前にも約束したことです。これ以上、血税をもって対応することは私の力ではできないという判断をいたしたところでございます。

○議長（高宮陽一）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

ただ今から、15時10分まで休憩します。

（本会議休憩宣告 14時57分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 15時10分）

一般質問を続けます。

次に、2番：池田賢治 議員

○2番（池田賢治）

午前中に同僚議員からも関連質問がでましたが、通告いたしましたとおり「隠岐の島町総合戦略策定のあり方について」質問させていただきたいと思えます。

本年4月開催の全員協議会において提案されました、「隠岐の島町まち・ひと・しごと総合戦略策定」については、制度の概要として国の示した3つの視点と4つの目標を掲げ、この視点と目標を念頭に入れながらも「島の魅力あふれる地方創生」を検討していくと明示されております。地方創生は、本町の抱える諸課題に対する提案やアイデアを民間からも募り、戦略に反映させるため、町民の理解と協力のもとに取り組む姿勢が大事であります。

そのためには、重点戦略の策定として、私は、次の二点を方向付けとして取り組むべきと考えます。

一点目は、今国会に提出方針である「国境離島保全法案」であります。その概要は、国境付近の離島に人が継続的に居住できるよう国が地域保全へ積極的に関与し、領海や排他的経済水域を保全することを目的と規定し、地理的条件などから重要で人口が昭和30年と比べ40パーセント以上減少するなどした離島を「特定国境離島地域」に指定し、また地域社会を維持するため、1つ、国が船舶や航空運賃を一部負担、2つ目には雇用機会の拡充、3つ目には高額な必要物資の購入費用の負担軽減、4つ目には漁船の操業費用の助成を図る、とされ隠岐の島町も特定離島地域として指定の予定であります。

この中で、私が注目するのは、1番目の国が船舶や航空運賃を一部負担という項目であります。

二点目は、平成25年度から平成34年度までの10年間の期間で策定された離島振興法に基づく「島根県離島振興計画」であります。「次世代へ引き継ぐ活力ある隠岐を目指す」という基本理念達成のため5つの重点戦略が挙げられ、その中に離島航路の運賃低廉化の推進が課題となっております。

離島が離島としての役割を果たし、活力ある隠岐を目指すには、人が住み続ける環境整備が必要であり、交通の確保である離島航路の運賃低廉化を総合戦略の今回の重点戦略として、輸送環境の改善や雇用の確保、生活環境の充実を図るべきと考えるが町長の取組みを伺います。

以上二点について、今回、組織の中に位置づけされた総合戦略で方向付けをし、各部会でアイデアを検討していくという体制にすべきと考えるが町長の考えを伺います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の池田賢治議員のご質問にお答えいたします。

離島振興に関連しての二つの項目についてのご質問でございましたが、いずれも関連をいたしますので、まとめて答弁させていただきますのでご承知ください。

これらの関係する内容につきましては、何れにいたしましても離島である本町の将来を考える場合に、大きく影響を及ぼす事柄であることに違いございません。総合戦略のプロジェクト会議の中でも、当然議論されなければならない話題でもあると思っておりますので、その中で、アイデアも含め提案がなされていくものではないかと考えております。

先ほどの質問のときにもご紹介を申し上げましたが、国の方でも「議員立法」としてその内容が出てますが、今項目を揚げられたことがそのままあがっております。その大きなものは離島航路の運賃の低廉化であります。で「奄美振興法」はもう既に出来上がって、あそこは低廉化をやっているということです。そういう中で「我さえよければいいか」ということになれば、ちょっといろいろありますが、しかし、離島振興法の中にも第1条であがってきたがまだ魂が入っていない。そういう中で「国境離島振興法」が先に出てきた。すると他の離島に先回って国境離島が先に低廉化をやるんじゃないかと。「奄美法」がそうなんです。当然、そういったことが出てくると思います。このことは今抱えておりますプロジェクト会議の中でも出てくるだろうと、そういうものを期待しておりますし、おそらく提案がなされてくると考えておりますので、その中でまた議会にもご報告をし、検討させていただきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

〇2番（池田賢治）

再質問いたします。

先ほどの答弁で、総合戦略のプロジェクト会議の中でなされるであろうということですが、私が言っているのはちょっとニュアンスが違っておりました、例えば6月2日に第1回部会の全体プロジェクト会議が開催しておりますが、その全体会としてテーマを共有して議論したということについては、ある程度の効果があったのではということです。

委員会で出されたアンケートの集約を見ると、「総合戦略」の4つの目標を掲げてありますが、この4つの基本目標については全体の委員の方の意見は、隠岐は住みやすい、子育てがしやすいとか、皆さん同じような感想を持っているということは確かであります。ほとんどそういう結果が出ております。

ただ、隠岐の島町の現状や問題点は意見集約し、今回の全体の会議の中では理解できたと思います。全体部会で3つのプロジェクトに分れて、将来に向けてどうするのか、今後どう計画していくのか、更に一步踏み込んだ議論は各部会のプロジェクト中では問題意識として

は分るが、地方創生につながっていくようなものをどうしていくかという問題になると、なかなかちょっと難しいのではないかと考えます。

委員の中にもアンケートによると、こうっております。「今回のような話は、良かったと思うが、どうまとめていくのか不安です。」というアンケート結果も出ているのです。各部会で当然いろんな議論がなされると思いますが、各部会で検討していくためにも組織の中にある全管理職で構成している「総合戦略調整会議」中で短期的・中期的・長期的な視野に立った基本となる「総合戦略」のひとつの柱となる方向づけをし、それを各部会に持って行って協議してもらって、部会のアイデアに「総合戦略」の調整会議の中でつくったものを枝葉をつけて、10月末までに予算要求していくというような体制にすべき、という私は質問だったわけです。

そのためにも今回、国が示した「国境離島保全法案」や県の「離島振興計画」の中に離島航路・航空運賃の低廉化の進展が課題とあがっておりますので、島民の願いでもあるこのチャンスを大いに利用するというか便乗して、国・県に働きかければ今後の長期的なものに立った、今の目標になっている雇用の創出を始め、観光の振興、これにより本町の経済は好循環となり、本当の地域の力を引き出す「地域創生」になるのではないかと考えておりますので、そういうふうな体制づくりを「総合戦略」のあり方として創っていくべきではという考え方だったのですが、そこらへんのところ再度、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

池田議員の再質問にお答えをいたしますが、昨年秋以来、県でもこのことについて議論をいたしておりますし、中央でもいろいろな学者の話も講話として聞いたりして、そして課長会も開いて、そして今回の6月2日の会議にも少し時間をいただいて、これまでの計画づくりとは意味が違う、国も県もことごとく言ってきたのは、今議員がおっしゃることはよく分かるのですが、それが従来のパターンじゃないかと思うのです。で、それじゃ駄目だよと、あくまでも地域が自立するということは、地域が、もちろん行政も議会も一緒になって始めから、白紙の中から「本当にこの地域を自立させるにはこうあるべきだ」というものを創りあげてほしいというのが、当初の国・県の考え方だったわけでありまして。ところが、私もそうは言っても果たしてわずかな期間の中で仕事ができるかと。

従来はいろいろな計画づくりは、まず原案・素案というのを役場が作って、それをたたき台にして、「白紙になってもいいですので、これをたたき台にしてやってください。」と言うと飛びつきやすいのです。ところがないうちで議論せいと言われてたら本当に議論できるかと思

ったのですが、そういう話で最初からきたものですから、時間をかけて。初めての委員会のときにも年齢的にも相当バラツキがありました。そういう中で、そういった話の中から「今回はこういうことなんです。」という話もしたんですが、議員おっしゃるように果たして本当にそういうことになるかという問題があります。

そういう話の中で、所管の課長も中に入ってますので、その呼び水は出していくべきではないかというように思っておりまして、ここにきてもう始まっていますので、方法を変えましてということにはならないかというようには思っております。ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○2番（池田賢治）

再々質問ではありませんが、これで終わりますが、今回の地方創生の総合戦略というのは、我々議会の中にも特別委員会をつくってやっております。

この地方創生は町長もご存じのとおり、地方議員にも大きな責任と使命がかかっているということです。今までの計画した各部会でやっていくということです。そのへんのところ十分、町民の皆さんと部会の人意見を吸い上げた中で、隠岐の島がいかにも良かったというふうな地方創生の総合戦略なりを期待して終りたいと思います。

○議長（高宮陽一）

以上で、池田賢治議員の一般質問を終わります。

次に、13番：遠藤義光 議員

○13番（遠藤義光）

私は、「隠岐の島町の創生について」ご質問したいと思いますが、「ハラル食品」というのは今までも聞いたことがあると思いますが、そのハラル食品の研究開発に取り組んでほしいということを思いを込めて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、国は地方創生の旗を掲げて、地方自治体に良い提案をしたなら褒美に事業費を補助してやるよと、みんな頑張れよと競争をあおっているわけですが、この産地間競争というのも今までずいぶんありました。どんなものをつくってもこの産地間競争に勝てない、オンリーワンの商品を作らなかつたら売れないというのが現状です。うまくいった地域というのは、たくさんありません。もはや国内市場は飽和状態であります。ここを打破するにはどうしたらいいかということですね。

本町でも農業では島のこだわり米と称して「隠岐藻塩米」の生産などで販路拡大を目指しております。拡大といっても米が売れ残る中で何とか売れる米を作ろうということでありま

す。また畜産では、黒毛和牛の増頭生産に取り組んでおりまして、隠岐市場では子牛出荷頭数が隠岐の島全体で1,000頭を超えました。本町でも約300頭、1億3,000万円を超える販売高になってまいりました。水産業では巻き網漁などでは、魚価低迷の中でも何とか持ちこたえています。沿岸の刺し網漁や一本釣り、採貝漁などでは生活が成り立ちません。同僚の議員の質問でもございました。また商工会では、スモールビジネスに取り組んでおりまして“地産地消”の「あんき市」などで着実に売り上げを伸ばしてきてはいるものの、島の経済を飛躍的に躍進させるだけの兆しは見えません。水産加工場建設の検討がなされて、その報告書も出来上がってきておりますが、境港でさえも成り立たない。通常の加工場では成り立たないわけです。隠岐の島で同じことをやっても成り立つことは到底考えられません。そこで、離島のハンデを逆手にとる発想が求められるのではと考えます。

アセアン諸国の人口の4割、6億人がイスラム教徒で市場規模は18兆円といわれております。日本にもイスラム教徒は18万人在住しているといわれております。国内にも大きな市場があるわけですが、ハラールの商品を手に入れるのに大変苦労しているという話も聞きます。

ハラールとはご承知でしょうが、イスラム教徒の世界観や物事の判断基準を構成する重要な位置づけの上に成り立つものでありまして、イスラム教では豚、アルコールなどが禁止されていることはすでにご承知だと思います。食品の場合だとこれらの禁止されているものを含まないものがハラールとなります。牛、羊、鶏などはイスラムの作法に沿って屠畜したもののみがハラールとなります。いうなれば安全な生活を示すガイドラインと言え、食品だけでなく化粧品や医薬品、介護用品など様々なサービスに適用されております。

我が国においては、食の安全・安心を確保するための高度な品質管理基準に基づいて生産加工がなされていますから、その点では認証の取得はそう難しいことではないと考えられます。

我が隠岐の島は本土から遠く20里離れた離島であります。離島ゆえになかなか厳しい面もあるのですが、幸いにそのことで自然界に野生のイノシンが存在しておりません。また、養豚業者もいませんし、ペットの豚も飼われておりません。

この環境は日本国内では希少な土地柄で、まさしくハラール認証商品の開發生産に最も適した有利な島であると考えられます。

町長、思い出してください。約6年前になりますか、隠岐にハラール認証の屠畜場の建設計画がもちあがったそのとき、島根県畜産課長とともに国会を訪れたことがありました。事業費はオイルマネーが17億円、農水省が17億円、合計34億円の計画で、これは持続可能なビジネス

スチャンスの到来だと期待しましたがうまくいかなかったと、そのときは政権交代もありましたし、チャンスが消えたと、しかし今この「地方創生」という内容を聞いて、今一度可能性の扉を押し開くときが来たように考えますがいかがでしょうか。屠畜場を始め、冷凍冷蔵施設、加工場などの関連施設の建設の検討をするお考えはおありでしょうか。また、その他の幅広い農林水産物の加工品の研究開発を進めてほしいと思います。

隠岐の島のハンデを武器にできるのは、このハラール認証食品の開発に取り組むことだと思います。農業・水産業・林業・その他関連産業にまで大きなビジネスを生み出すことになると思います。またそのことでイスラム諸国との国際的相互理解を深め、友好関係の構築に寄与することになり、観光業の発展にも可能性が広がります。

今、本町はいかにして生産定住人口を増やすかが大きな課題となっております。認証には短いものでも1年、長いものでも3年かかるといわれておりますが、今こそ発想の転換と英断をもって取り組むときと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の遠藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、分割質問一点目の「ハラール食品の開発によります隠岐の島町の創生について」のご質問でございましたが、議員よりご発言のありましたとおり、6年前、中東地域に向けた和牛を輸出するため、本町内に民間の「屠畜場」を建設する計画につきまして、本土の民間事業者より提案があったことは事実でございます。

しかしながら、提案された事業者が整備に向けて検討される過程において、施設運営のための処理頭数や検査員の配置等、多くの課題が出てまいりましたことから、結果として実現には至らなかったように理解をいたしております。

議員仰せのハラール食品についてでございますが、日本には、米・味噌・醤油を始め、ハラール認証を得られる「伝統的な食料品」が数多く存在をいたしておりますことから、現在、多くの日本企業が、海外へのハラール食品の輸出に力を注いでいるところでございます。

現在、本町におきまして水産加工場の整備に向けて、調査検討を進めていることはご承知のとおりかと存じますが、今回ご提案いただきました「ハラール認証食品の開発」も参考にさせていただきながら、従来の発想や仕組みにとらわれることなく、幅広い視点で検討してまいりたいと考えております。

また、「屠畜場」につきましては、現在のところ整備する考えは具体的には今ございませんが、将来、肥育牛の増頭に本格的に取り組む、採算性が見込める頭数以上に拡大をしていきま

すならば、島内での整備についても当然検討していく必要が生じてくるのではないかとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○13番（ 遠 藤 義 光 ）

再質問をさせていただきます。あまり積極的な答弁に感じられませんでした。屠畜場とかそういうことについては成り行き任せ、特に目標はない、将来そういうことになればやるかも知れない。ある目標が掲げられなければ、どこへ向かっていく、ホップ・ステップ・ジャンプというのがないわけですから。あっても消極的でちょっと遠慮をして、発言されてないんじゃないかというふうな気がします。もっと積極的な発言があるように思っております。

隠岐の島、我々の島における認識なんですか、実は本土というのはもう野生のイノシシがいない地域が全くないんです。要するに豚というのは大変な代物ですから、隔離されたところでないといろんなものできないわけですから。離島でイノシシがいない所もあるんですが、隠岐の島はそういう面で、遠く離れてそういう野生動物がいないということがメリットではないかと考えております。

そういったことを再確認していただいて、もっといろんなことに。「商社がやっているように伺っている。」というようなことでなく、隠岐の島でももっと積極的にやるんだということがおありなのかどうか。もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えをいたしたいと思いますが、最近、新聞を見ておりますとTPPの前にTPA法案がアメリカ上院で6月24日に可決したと、これでもってTPP問題が7月末にも成立するのではないかと聞いております。そうなってくると、遠藤議員のお話にありましたように、ハラール食品のようにオンリーワン食品をつくる、日本の農業は規模が小さい。

経団連は来月4日までですかアメリカへ100人規模を出して、そしてアメリカ通商代表と話し合いをして、何とか早い機会にTPPをとということですが、逆に農業団体は非常に危機感をもっておられます。そして、もうこうなれば安全な物をつくって対抗するしかない。つまり、オンリーワン、資質向上を目指さなくてはやっていけないと危機感を非常に強めているところであるかと思えます。

そういう中で、ハラール食品のようなオンリーワンの生産というのは、これは当然考えていかななくてはならんということについては考え方は同じだと思います。

屠畜場の話も出ましたが、私は、今隠岐も山林がいろいろ問題がある、ということから400

頭の増頭計画を700頭にあげてそして畜産振興を、ということもひとつの島の活性化につながっていくということで700頭やっていますが、今現在が400頭余りしか牛がいません。これを700頭にして、1500ぐらいにして、そうなってくると、私は枝肉にして東京・大阪あるいは福岡市場に出さん限りは、成牛を東京や大阪に運んだりしては採算ベースに載っていかない。あれが何故、隠岐で閉鎖になったかということ、年間に11頭や12頭しか屠畜場を使ってなかった。これでは駄目だし、その内に0 - 157問題があつて、4億かけなかったら良くなりませんよとなつて閉鎖になりました。

したがって、700頭でもあの屠畜場は、私は再開することは難しいと思っております。非常に消極的だとおっしゃいますが、もう既に場所はこの辺りが一番良い、やはりイメージの問題がありますから、例えばそういったものを造るとすれば、少なくとも上水道の池に関係するような地域では難しい、ならばこういう所はどうかということでも所管課長までは話をして、将来のことを考えたら、もうぼつぼつそういう地域も考えながら購入すべきは、購入したほうがいいのではと、ただし1,500頭になるまでは、ただ1,000頭や700頭では屠畜場はまた赤字経営になってだめになってしまう。そこまで考えていますが一足飛びにそうはならない、700頭も増頭しても、計画されても400頭がやっただという状況では、言うべくして屠畜場はできない。ですからこれは先の話かと。これは国会議員の久間先生もああいうことになられまして話がポシャってしまったのですが、そういうことでもっとも増頭を図りながら、そういったことにも対応できるようなものを考える世の中をつくっていく必要がある、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○13番（ 遠 藤 義 光 ）

町長の今の発言の中に秘められた闘志のようなものが感じられましたので、是非700頭を1,500頭に、あるいは3,000頭という目標に向かってこの島が取組んでいけるように、私も案を練っていきたいと考えます。

続いて、もう一つの質問ですが、国境離島の役割ということで、いろんなことを言われますが、隠岐の島が国境離島だと言われるわりには案外と危機感が薄いという感じがするのですが。

力による現状変更を試みる国が、今離島の安全・安心を揺るがしています。我が隠岐の島は背後に第3警備地区米子駐屯地、これに美保空港が沿っています。出雲駐屯地等が控えています、海の向こうに対しては全くの無防備であるといえるのではないかと。

国境の島の認識とは、住民が住み続けることがその抑止力となりうるというが、果たして

それだけでいいのでしょうか。国境の島としての国家的役割は一体何でしょうか。豊かな自然と長い歴史の中で人々が住み続け、育み引きついだ文化、隠岐世界ジオパークとして国民の休暇、憩いの場の提供地として守り続ける義務が我々島民にあるのではないかと思います。訪れる世界中の人々に対しても同様であります。

さらに国防の上で高まりゆく国際的緊張感の中、平和を職業とする自衛隊の基地を誘致することも、島民の国家に対する義務と考えますが、町長の所見を伺います。午前中に同僚議員の質問もありましたが、重複するかも知れませんがよろしくお願ひします。

○番外（町長 松田和久）

遠藤議員、分割質問二点目の「国境離島の役割について」のご質問でございました。

この件については、今回だけでなく以前の議会でも答弁させていただいたところがございます。

私たちが、国境離島でありますこの隠岐の島で生き活きと生活をし、隠岐の自然を守り、文化の伝承に取り組む日々の生き様こそが、我が国の防衛を考える上でかけがえのない抑止力につながっていることは紛れもない事実であるかと思っております。このことを大いに自負し、将来につなげていくことが大変重要であるこのように考えております。

議員ご指摘の自衛隊の誘致でございますが、最近是非常に緊張が続いているということからでしょうか、自衛隊・航空隊でありますとか、海上自衛隊、よく隠岐にもお出かけいただくようになりました。そして、隠岐にも防衛協会もできるようになっておりますし、そういうことで自衛隊の誘致は簡単にいくのだろうか。経済界から、これは国防とか云々ではなく経済活性化のために自衛隊を誘致すれば隊員ばかりでなく、家族も子どもも増えるし、商店も繁盛する、商工会もよくなる、そういう視点で私のところにも自衛隊を誘致すべきだということが何回かございましたが、そういう理由では国は動いてくれませんし、今ボタン一つで、どこからどこへでも何でも発せられるような時代なものですから、一昔前のように国境離島それがないと抑止力にならないという時代じゃない。

そこで、イージス艦が一隻でしたが、最近では二隻体制になっている。例えば、米子・出雲の自衛隊駐屯部隊、あれをなくして隠岐にということなら有り得るかもしれませんが、そうでない限りは難しいという話も聞いております。

北海道で“まちづくり”のために要望して、半世紀かかって一つの部隊が行っているというようなことも聞いておりますが、そういう地域もあるとは聞いておりますが、現在のところはそういうことで、米澤議員にもお答えをいたしました。本町としての今、一定の方針

があるというわけではございません。

このことにつきましては、島後だけではなく隠岐4か町村全体の問題でもありますし、またこういったイデオロギー問題を軽々に町村長が軽はずみに発言できる問題でないというように考えております。今後の国の動向や社会情勢等を十分に見極めながら、慎重に対応していく課題だろうと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○13番（遠藤義光）

ただ今の件で再質問をしたいと思いますが、国の動向や社会情勢等、十分見極めながらとおっしゃられた。このところをもうちょっと、具体的にお話をしていただきたい。

○番外（町長松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども言いますように、特措法が今国会で通過をすれば、そういった問題も改めてその中で方向が示されてくるだろうと思います。

今、国は其中で特に必要な国境には、国は国の施設を国の力で整備をするということも言っておりますが、それにも該当する案件ではないかと思っております。そのあたりを、もう少し見極めていく必要があると、このように判断をいたしているところであります。よろしくお願いいたします。

○13番（遠藤義光）

終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、遠藤義光議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は、全部終了しました。

明日6月30日は定刻より、「質疑」を行います。

本日は、これにて散会します。

（散会宣告 15時52分）

以下余白